

水上村議会定例会会議録

令和7年9月9日（火）開会

水上村議会

令和7年第3回水上村議会定例会会議録（第1日）

令和7年9月9日

午前10時 開 会

於 議 場

1. 議事日程

- | | | |
|--------|---------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | | 一般質問 |
| 日程第 5 | 議案第 1号 | 水上村教育委員会委員の選任同意について |
| 日程第 6 | 議案第 2号 | 水上村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 3号 | 水上村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改
正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 4号 | 水上村お試し住宅条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 5号 | 水上村下水道条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 10 | 議案第 6号 | 工事請負契約の締結について（新無反野橋橋梁上部工工
事） |
| 日程第 11 | 議案第 7号 | 工事請負契約の締結について（村道岩野横断線道理改良
工事） |
| 日程第 12 | 発議第 1号 | 水上村議会基本条例について |
| 日程第 13 | 議案第 8号 | 令和7年度水上村一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第 14 | 議案第 9号 | 令和7年度水上村国民健康保険特別会計（事業勘定）補
正予算（第2号） |
| 日程第 15 | 議案第 10号 | 令和7年度水上村国民健康保険特別会計（直診勘定）補
正予算（第1号） |
| 日程第 16 | 議案第 11号 | 令和7年度水上村介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 17 | 議案第 12号 | 令和7年度水上村後期高齢者医療特別会計補正予算（第
1号） |
| 日程第 18 | 議案第 13号 | 令和7年度水上村簡易水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第 19 | 報告第 1号 | 令和6年度水上村財政健全化判断比率及び資金不足比率
の報告について |
| 日程第 20 | 議案第 14号 | 令和6年度水上村一般会計歳入歳出決算認定について |

- 日程第 2 1 議案第 1 5 号 令和 6 年度水上村国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 2 議案第 1 6 号 令和 6 年度水上村国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 3 議案第 1 7 号 令和 6 年度水上村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 4 議案第 1 8 号 令和 6 年度水上村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 5 議案第 1 9 号 令和 6 年度水上村簡易水道事業会計決算認定について
- 日程第 2 6 議案第 2 0 号 令和 6 年度水上村下水道事業会計決算認定について
- 日程第 2 7 継続審査申出書について

2. 出席議員は次のとおりである（8名）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1 番 成 尾 和 英 君 | 2 番 杉 野 貴 文 君 |
| 3 番 小 川 恵 君 | 4 番 杉 野 久 志 君 |
| 5 番 山 崎 隆 浩 君 | 6 番 荒 嶽 晋 君 |
| 7 番 米 本 宗 徳 君 | 8 番 那 須 良 策 君 |

3. 欠席議員（0人）

4. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長 江崎 邦 臣 君 総務課 加藤 康 君

5. 地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により事件説明のため出席した者の職氏名（9名）

村 長 中 嶽 弘 継 君	教 育 長 原 崇 君
総務課長 田代 浩 章 君	会計管理者 堤 田 江美子 君
保健福祉課長 西 本 克 幸 君	税務住民課長 堤 田 江美子 君
産業振興課長 田代 浩 幸 君	建設課長 信 國 俊 輔 君
教育課長 幸 野 一 樹 君	地方創生推進課長補佐 那 須 裕 平 君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（那須良策君） おはようございます。全員おそろいでございます。令和7年第3回水上村議会定例会を開会します。

これより会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（那須良策君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番、米本宗徳君、1番、成尾和英君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（那須良策君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。会期につきましては、去る9月2日に議会運営委員会が開かれました。委員会の意向としましては、9日から18日までの10日間としたいというような意向でございました。したがって、会期につきましては、本日より10日間と決定したいと思います。異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

会期は、本日より10日間と決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（那須良策君） 日程第3 諸般の報告を行います。

中嶽村長より諸般の報告の申出があります。これを許します。

中嶽村長。

○村長（中嶽弘継君） 皆様、おはようございます。

本日は、令和7年第3回水上村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変暑い中、そしてまた、お忙しい中にも関わりませず全員の御出席を賜りまして、議案の御審議をいただきますことに、心より感謝を申し上げます。

それでは、議長より発言のお許しをいただきましたので、諸般の報告を3件申し上げます。

まずは、球磨郡町村会による令和8年度管内主軸事業要望活動について御報告を申し上げます。

去る7月15日に熊本県知事と熊本県議会議長へ、7月22日に農林水産省九州農政局長へ、7月24日に国土交通省九州地方整備局長へ、そしてそのあと、7月29日から30日にかけて国土交通省本省、農林水産省本省、林野庁、総務省、厚生労働省、文部科学省、そして地元国会議員へと令和8年度の国費概算要求要望を行ってまいりました。県知事と県議会議長へは球磨川流域治水幹線国道整備、それから雇用対策の3項目と令和2年7月豪雨災害の迅速な復旧要望、それから、九州農政局長へは、農業振興に関しましての6項目の要望、それから、九州地方整備局長へ対しましては、道路や河川、砂防等の整備に関する10項目の要望を行ってまいりました。県知事、県議会議長、それから九州農政局長、九州地方整備局長からは、令和2年7月豪雨災害への引き続きの復旧・復興支援、併せて、令和8年度の予算確保に努めていくとの回答を得たところでございます。

その後、上京いたしまして、国土交通省、農林水産省、林野庁等々に要望を行ってまいりましたが、本村に関する事業につきましては、皆さん、御承知のとおり、県道五木湯前線、県道上椎葉湯前線、それから村道石舟五本松線の改良、砂防事業や橋梁の長寿命化修繕、岩野地区の県営の圃場整備、林道湯山峠小崎線、また、治山事業の促進、特別学級支援員の確保と財政措置等々について御要望を申し上げたところを報告申し上げたいと思いますが、また、今回、来る9月24日から25日にかけて、議会の皆さん方が上京要望を計画していらっしゃると思いますが、どうぞ地元国会議員へ本村の現状、課題について要望を行っていただき、そして予算獲得へまた進めていただきますようよろしく御協力のほどをお願い申し上げたいと思います。

2件目は、株式会社ハンモ水上との旧岩野小学校使用貸借契約締結式について御報告を申し上げます。

諸般の報告資料2ページを御覧いただければと思っておりますが、株式会社ハンモと本村におきましては、昨年の8月22日に岩野地区のシンボルでもございます旧岩野小学校校舎を活用し、本村の特産物でありますイチゴのフルシーズン栽培に着目し、夏イチゴの水耕栽培やレタス、ハーブ、本わさび等の水耕栽培に取り組み、新たな形での農業振興を目差すことで包括連携協定の締結を行ったところでございます。今回は、去る8月26日に株式会社ハンモ水上と本村との間で体育館を除く旧岩野小学校校舎部分について使用貸借契約を締結したものでございます。契約の内容につきましては、貸付の床面積が2,260平米、貸付期間につきましては、令和7年9月1日から令和18年の3月31日までとするものでございます。最終的には、本村から13名から15名程度の雇用を計画されておきまして、新たな施設型農業の展開を図ってまいりますことを御報告申し上げたいと思います。

3件目は、金婚夫婦表彰とダイヤモンド婚夫婦表彰について御報告を申し上げます。

来る9月11日に熊本日新聞社主催により第67回金婚夫婦の表彰が湯山石倉において開催されます。今年は6組の御夫婦が表彰を受けられ、50年という長きに渡っての互いへの助け合い、それから、歩まれてきた人生の祝福を受けられます。表彰を受けられます6組の御夫婦と御家族、そしてまた、御縁族の皆様にこれまでの労をねぎらい、心よりお祝いを申し上げたいと存じます。

また、結婚60年をお祝いするダイヤモンド婚表彰につきましては、来る9月19日に4組の御自宅や施設を訪問し、お祝いと表彰を行う予定としております。金婚式からさらに10年、これからも末永く御夫婦ともどもお元気でお過ごしをいただきたいと思っております。

金婚夫婦とダイヤモンド婚夫婦の表彰者名簿につきましては、別添諸般の報告資料の3ページを添付しておりますので御覧いただきたいと思っております。

さて、本定例会では、水上村教育委員会委員の選任同意、水上村職員の育児休業等に関する条例など一部改正、制定議案の4件、工事請負契約の締結議案の2件、令和7年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算、また、公営企業会計補正予算議案が6件、令和6年度一般会計歳入歳出決算認定及び特別会計への歳入歳出決算認定、また公営企業の会計歳入決算認定の議案が7件、計20議案を御提案申し上げます。併せまして、令和6年度の財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告を行うことといたしております。

議員各位におかれましては、慎重御審議をいただきまして、御可決、御承認を賜りますように、よろしく願い申し上げます、諸般の報告といたします。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（那須良策君） 中嶽村長の報告を終わります。

次に、原教育長より諸般の報告の申出があります。これを許します。

原教育長。

○教育長（原 崇君） 皆様、おはようございます。

議長より発言のお許しを得ましたので、諸般の報告をさせていただきます。

日頃から議員の皆様には、教育委員会の活動に際しまして御理解と御協力をいただいていることに感謝申し上げます。

それでは、諸般の報告を申し上げます。

まず、去る7月9日に第2回目の教育総合会議を開催いたしました。村長、教育委員の方々、学園の校長、副校長先生を交えて教育委員会の取組の進捗状況、1学期の学園の状況、加えて、多良木警察署からお出でいただき、青少年の生活安全に

ついでにお話をいただいたところです。

また、水上学園では、6年生が7月9日から2泊3日で鹿児島県への修学旅行を行いました。錦江湾でのマリン活動や野外炊飯など日頃できない体験を行ったところです。あいにくの天候で登山は中止になったということですが、充実した活動ができたと聞いております。

また、8月5日には、熊本県南部森林管理署主催でゴイシツバメシジミの観察会が開かれ、本村の子どもたちもふるさと塾として参加をいたしました。実際にゴイシツバメシジミを見ることができたということで、大変子どもたちは感動をしておったところです。

8月25日には、学園のタブレットの入れ替えが行われました。新しいタブレットが納入され、前後期の児童生徒、職員用、予備も含めて188台が納入されたところです。アカウントなどの準備ができ次第、新しいタブレットの使用が始まります。議員の皆様には、購入に際しまして御理解を賜りまして本当にありがとうございました。

それでは、資料は4ページと5ページを御覧ください。

中体連の郡市大会と県大会の結果についてでございます。郡市大会では、ソフトテニスの女子が団体が準優勝、個人では永石・福田ペアが優勝という成績でございました。野球は熱戦の末、惜しくも初戦で敗れましたが、そのほか空手やバドミントン、剣道でも個人の部で優勝したり、入賞したりしております。

5ページが県大会の結果でございます。陸上には3名の選手が出場いたしました。ソフトボールは人吉二中との合同チームで2日目まで勝ち残り、3位という結果でございました。ソフトテニスでは、個人戦で永石・福田ペアが5位に入賞を果たしております。柔道、空手、バドミントンにもそれぞれ出場しております。水泳では、7年生の井手さんが背泳ぎで決勝に進出し、入賞を果たしております。

スポーツですので勝ち負けはつきものですが、子どもたちの頑張りや日頃から熱心に御指導いただいている指導者の皆様から心から感謝申し上げたいと存じます。

次に、2点目ですが、8月20日から22日に2泊3日で学園の生徒を対象に語学研修としてイングリッシュキャンプを行いました。資料は6ページになります。

株式会社NOVAと契約して外国人講師を招き、英検3級を取得している希望の生徒を対象に開催いたしました。研修内容は、クイズや買い物、食事や演劇など全てを英語で話しながら挑戦するプログラムを策定してありました。参加した生徒はとても楽しく刺激になった、また参加したいと言ってくれました。今後、この取組をさらに発展させていければと考えているところでございます。

次に3点目、第80回熊本県県民体育祭の参加について申し上げます。資料は7ページになります。

今月の13、14日及び20日と21日に熊本市を拠点として開催されます。資料にありますとおり、バドミントン、アーチェリー、ソフトボール、柔道、ソフトテニス、水泳、空手の7つの競技にふるさと選手を含む26名の選手が出場を予定しております。参加される選手の方々の御活躍を御祈念申し上げているところでございます。皆様の応援をどうぞよろしくお願い申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（那須良策君） 原教育長の報告を終わります。

以上で、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 一般質問

○議長（那須良策君） 日程第4 一般質問を行います。

今定例会には、2名より通告があっており、質問の順番は受付順で行います。

はじめに、4番、杉野久志君。

○4番（杉野久志君） 改めまして、おはようございます。議長からただいまお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

一般質問に入る前に、8月7日から11日にかけて発生した線状降水帯による集中豪雨により熊本県内をはじめ、各地で大きな被害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げ、被災地の一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

本村におきましては、幸いにも甚大な被害はありませんでしたけれども、一部で高速道路の通行止めや物流の遅延など生活や経済活動に影響が生じられました。これから先もこのような集中豪雨、線状降水帯が発生し、予測困難で河川の氾濫や土砂崩れ、冠水などの被害を引き起こさないためにも気象情報には十分な注意と対応が必要かと思えます。これから先にも集中豪雨、線状降水帯などが発生した場合に、今回、一般質問させていただきます村道の整備、維持管理については関連がありますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告書に従いまして質問をさせていただきます。

村道整備と維持管理は、各市町村が管理する村道について地域住民の安全と交通の利便性を確保するために道路の新規整備や舗装、橋梁の補修、清掃、除草、除雪などの維持作業を行うことだと思っています。道路法に基づき、道路管理者は道路を良好な状態に保ち、利用者のハンデを守る義務があり、適切な時期に計画的な点検や修繕を行うことが求められるものだと思っています。

また、地域住民の安全確保や防災機能の向上に貢献するものだと思っています。

本村においては、村道認定の目的と役割についてお聞きしたいと思います。

○議長（那須良策君） 信國建設課長。

○建設課長（信國俊輔君） お答えいたします。

村道認定の目的、役割につきまして、村道認定の目的につきましては、村内における道路網の整備と村内外の交通の利便性向上と公共福祉の増進を目的としております。

認定された道路につきましては、道路法により村道として取り扱うことが可能になり、村がその管理と維持を行うことができるようになります。

村道の役割につきましては、地域住民の日常生活、コミュニティの形成、地域社会の発展に貢献することや人や物の輸送路として、また、災害時における避難路や緊急車両の通行路など重要な役割を担っております。

村道認定につきましては、道路法第8条により、市町村長がその路線を認定したものと規定されております。具体的な法的要件はなく、住民の生活に直結した道路で地域社会の実情に合致したものとされております。

よって、村道認定につきましては、市町村の自主的な判断に委ねられております。

また、村道認定に至るまでは幾つかの例があります。まず、村の事業執行に伴い村道として認定が必要なもの。例えば、村で整備した宅地分譲地内の村道認定などがございます。

次に、地元要望により区長からの要望書提出による村道認定。

次に、国道・県道整備に伴い、不要となった旧道部の移管による村道認定等がございます。近年は、地元要望による区長からの要望書提出による村道認定の例が多い傾向にございます。地区から村道要望があった場合においては、現地調査を行い、整備が必要な場合によっては地権者の協力が得られるかどうか、認定の有効性について確認を行っております。

村道の認定につきましては、議会の議決を経なければなりません。

以上でございます。

○議長（那須良策君） 4番、杉野久志君。

○4番（杉野久志君） 一般交通の保護、村による管理、維持の責任、そして、地域内の交通網の円滑化と公共の福祉の増進にあります。

また、村民が安心して利用できるようになり、道路の舗装や維持管理がこれから先も怠りがないようよろしくお願いいたします。

また、役割として、地域住民の日常生活、人や物の輸送、そして、災害時における避難路や緊急車両の通行路などの役割を担っているということで理解できました。

次に、現在の村道認定状況をお聞きしたいと思います。

○議長（那須良策君） 信國建設課長。

○建設課長（信國俊輔君） お答えいたします。

村道の認定状況につきましては、右肩番号13、一般質問説明資料2ページをお願いいたします。

村道認定数につきましては、1級5本、2級6本、その他177本、合計188本となっております。うち台帳整備については、1級5本、2級6本、その他164本、合計175本でございます。

台帳未整備本数につきましては13本となっております。

橋梁本数につきましては、全体で122橋でございます。

村道の延長につきましては、全体延長として総延長14万5,943.6メートル、重用延長92.5メートル、この重用区間につきましては、村道と村道が交差する部分で上位路線に延長が含まれ、下位路線は延長を除外することとなっております。例えば、小学校神揚線と覚井本野線がその区間となります。未供用延長1,387.8メートル、こちらは台帳整備は行っておりますが、一部工事未完了区間でございます。実延長14万4,463.3メートル、面積につきましてはこちらの資料を御覧いただきたいと思っております。

続きまして、舗装の状況でございます。舗装につきましては、砂利道を除いたアスファルトと舗装、コンクリート舗装を合わせまして1級、2級は100%、その他93.9%、全体で94.9%でございます。

以上でございます。

○議長（那須良策君） 4番、杉野久志君。

○4番（杉野久志君） 総延長としまして145キロでよかったですかね。

○建設課長（信國俊輔君） はい。

○4番（杉野久志君） はい、145キロということで、とてつもない距離ということでよく分かったところでございますけれども、本数については、認定数188本のうち台帳整備175でありますけれども、認定はされているが13本は台帳整備には載っていないということでありますけれども、その理由というのは何かお聞きしたいと思っております。

○議長（那須良策君） 信國建設課長。

○建設課長（信國俊輔君） お答えいたします。

台帳未整備13本につきましては、村道認定は行っているものの、これまで道路改良やアスファルト舗装など本格的な対策工事を行っておらず、かつ普通交付税の算定に必要となる1.5メートル以上の幅員を有していないため台帳整理を行っていない村道となります。例えば、岩野地区であれば野々平通学路線、湯山地区では

本野通学路線、江代地区においては古川通学路線など、現場条件的に車道として整備は難しいものの主要な施設へつながる道であったり、人が通行するためには大事な路線となっております。

以上でございます。

○議長（那須良策君） 4番、杉野久志君。

○4番（杉野久志君） ただいま課長が申されました早期の台帳整備をよろしくお願ひしたいと思います。

1級、2級の舗装改良率は100%、その他の舗装改良率がまだ改良していないということで道路を常に良好な状態に保ち、一般交通に支障がないよう早期の整備をお願いいたします。

村道の整備や維持管理は、清掃、除草、除雪、軽微な修理などを行い、道路の機能を良好な状態に保つことだと思っております。また、村民の安全な生活、経済活動の活性化、地域の発展、防災機能、そして災害時の避難経路の確保など地域社会の基盤となり、道路は人や物を運ぶ交通機能だけではなく、地域コミュニティを形成し、災害に強い村づくりを支える空間機能を持ち合わせており、村道はこうした役割を通して住民の暮らしを支え、地域を活性化するために重要な道だと思いますけれども、村道の整備や維持管理における計画があるかお聞きしたいと思います。

○議長（那須良策君） 信國建設課長。

○建設課長（信國俊輔君） お答えいたします。

村道の整備や維持管理における計画等につきましては、まず、村道の整備につきましては、道路改良工事や舗装工事、防災工事や橋梁補修工事など、まずは総合計画の実施計画により重要な計画を計上しております。

なお、財源として起債を予定しているものにつきましては、過疎計画や辺地計画などの事業についても計画要望を計上しております。

また、財源としまして国の社会資本整備総合交付金や道路メンテナンス補助事業など交付金や補助金を活用する場合には、個別施設計画の策定が必須条件であるため、本村におきましては、橋梁個別施設計画、舗装個別施設計画、トンネル施設個別計画、以上3計画を策定しております。

続きまして、村道の維持管理につきましては、村道の維持管理計画は策定しておりませんが、道路パトロール実施マニュアルを策定しております。村が管理する道路の保全、安全かつ円滑な道路の確保、その他、道路の適正な管理を行うため、道路のパトロールの実施に関し、必要な事項を定めております。平常時のパトロールに加えて梅雨前には集中点検を行っております。

また、現場へ出向く際には、行きと帰りで違った路線を走るなど、限られた時間

で効率的にパトロールができるよう心掛けております。

予算面におきましては、道路維持予算として年間1,300万円に加え、山間部の村道白蔵線、北目平谷線においては、緊急時の修繕が即時に行えるよう年間の維持管理業務委託として白蔵線150万円、北目平谷線は200万円の予算をいただいております。そのほかに緊急時において対応ができるよう凍結防止剤48万円、舗装補修代25万円の予算をいただき、村道の適切な維持管理に努めております。

以上でございます。

○議長（那須良策君） 4番、杉野久志君。

○4番（杉野久志君） 財政確保による事業の計画を行っていて、補助金を活用する場合には、個別施設計画などの策定が条件であるため、3つの計画を公表し、事業の計画を行っているということでした。その中で新規整備として新しい村道を建設する段階で地域の交通需要や地形に合わせて計画し、インフラを整備し、機能強化として既存の道路をより安全で効率的に利用できるように舗装の改良、橋梁の補修や架け替え、トンネルの整備などもよろしく願いいたします。

近年の異常気象による集中豪雨が数多く感じられます。落ち葉や土砂、ごみが側溝に詰まることで排水機能が低下し、雨水がスムーズに流れることができなくなり、道路や敷地内に水が滞留し、局所的な浸水を引き起こすと考えられます。

村道におけるまず側溝の管理についてお聞きしたいと思います。

○議長（那須良策君） 信國建設課長。

○建設課長（信國俊輔君） お答えいたします。

側溝につきましては、道路台帳等によりまず管理者の確認を行っております。村道に属するものであれば異常箇所の補修などを行っております。特に梅雨前においては、災害を未然に防ぐため、土砂撤去や側溝補修など必要な処理を施しております。

以上でございます。

○議長（那須良策君） 4番、杉野久志君。

○4番（杉野久志君） 側溝の管理は、道路が村道であれば基本的にその自治体や行政機関が責任を持ち、破損や詰まりを見つけたら担当の部署に連絡するようになっておりますので、そういう例があれば十分な対応をよろしく願いいたします。

あと、支障木の伐採については、道路や敷地の境界線上などで成長し、歩行者や車両の通行を妨げたり、信号機や標識を隠したり、電線や建物に接触して停電や損傷を引き起こすなど人や物事に悪影響を与える樹木などと思いますけれども、本村では支障木の伐採などの現状をお聞きしたいと思います。

○議長（那須良策君） 信國建設課長。

○建設課長（信國俊輔君） 支障木の伐採につきましては、例年道路に張り出している木の伐採について協力をいただくよう、広報紙にて周知しております。内容につきましては、道路や歩道への枝の張り出しや倒木により歩行者や自動車等に損害が発生した場合、樹木所有者の管理責任を問われることがあるため、道路沿いで樹木を所有されている方は点検を実施いただき、危険な場合は伐採する等の措置についてお願いをしているところでございます。しかしながら、公共の安全や交通の確保のため道路管理者によって緊急的に伐採を行うケースもございます。

以上でございます。

○議長（那須良策君） 4番、杉野久志君。

○4番（杉野久志君） 本村でもいろんな対応をしておられると思いますけれども、所有者が村内に在住せず、遠方に住んでいたり、所有者が高齢で自ら伐採できない場合の措置、そして、伐採費用の負担、また、道路の除草はどのようになっているかお聞きしたいと思います。

○議長（那須良策君） 信國建設課長。

○建設課長（信國俊輔君） お答えいたします。

基本的には道路上に張り出している部分の伐採につきましては、土地の所有者にお願いしております。しかしながら、議員言われるとおり、土地等の所有者が不明であったり、高齢者であったり、また所有者が伐採に応じない場合や、また台風等で倒木の恐れがあり、通行者に支障をきたす恐れがある場合においては、道路管理者が伐採できるよう民法の改正が行われております。よって、緊急を要する場合においては、村で必要な範囲の伐採を行っております。

なお、越境した枝等の伐採費用につきましては、基本的には竹木の所有者に請求することとなりますが、所有者が不明な場合など請求ができないため、通行の危険性や事故防止を最優先し、村で負担することとしております。

ただし、伐採が必要な場合において、まずは道路区域の上空の電線など架設状況の確認を行い、九州電力やNTTなど電線があった場合には、立ち合いのほうをお願いしております。電線に差し掛けている場合は数多くありまして、その際は協議の上、電柱または電線の管理者の負担にて伐採をお願いしている状況でございます。

道路区域の除草につきましては、草木の繁茂状況を確認し、比較的軽作業であればシルバー人材センターへ依頼し、道路上の高い位置での伐採等につきましては、業者を手配しております。

しかしながら、シルバー人材センター会員数の減少や会員の高齢化、また、近年の異常気象により会員の身体的な負担や熱中症予防を考慮し、上球磨森林組合や業者に依頼するなど別の方法も取り入れております。

以上でございます。

○議長（那須良策君） 4番、杉野久志君。

○4番（杉野久志君） 今、課長が言われましたけれども、台風による被害が一番だと思っております。シルバー人材の方々もですね、よく見かけるのが高所作業車、あれに乗ってよく枝を切ったり、剪定などをしておられ、危険な状態というか、ある程度は業者に頼んでしていただければですね、そこはいいかなと思っております。所有者はですね、危険な樹木を確認された場合は、スムーズな剪定や伐採する等の措置をしていただき、所有者が不明な場合は通行の危険や事故防止を優先してもらい、行政による柔軟な対応をお願いしたいと思います。

現在、年に1回から2回ほど地域活動、村道の手入れを行っておりますけれども、一つは、防災機能の向上として道路の良好な状態を維持することで災害時などにも迅速な対応が可能となり、防災機能の向上につなげ、自然環境との調和では、道路周辺の草刈りなどを行うことで景観を維持し、自然環境と道路空間との調和を図るということで環境面での役割を果たしているところであります。

現在は草刈り等をした後は、村道にそのまま放置、側溝などにもそのままというような状況にあります。村民の活動範囲はどこまでかお聞きしたいと思います。

○議長（那須良策君） 信國建設課長。

○建設課長（信國俊輔君） お答えいたします。

例年、各区に村道手入をお願いし、全ての地区に御協力いただき、非常に感謝しております。活動報告は、各区長から報告書の提出をお願いし、取りまとめ後に報償費として各地区へお支払いしております。

活動、作業範囲については、具体的な内容は設けておりませんが、作業上、安全な範囲内において作業をお願いしております。例えば、車両通行に支障をきたす箇所や通学路を中心に除草をお願いしている状況でございます。

また、地区によっては高齢化と人口減少により数年前まで作業されていた村道まで手が回らないといった意見が寄せられております。そのような場合においては、地区として可能な範囲での作業をお願いし、手が回らなかった路線につきましては、村で除草など手入れを行っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（那須良策君） 4番、杉野久志君。

○4番（杉野久志君） 通学路の整備、事故がないようにですね、今から先も下払い、草刈り等をやっていただければと思いますけれども、いつもは桜の下の草刈り、村道の草刈りを行ってございましたけれども、今年から私の区は、村道の草刈りのみの作業でしたので、例年より丁寧に草刈りを行ったつもりです。終わった後を見てみ

ると、側溝には草刈りをした草などが入り、もし大雨が降った場合には側溝は草で詰まり、道路に水が溢れだし、災害を招く恐れがあると思いますけれども、村道手入れの後の草木の搬出についてお聞きしたいと思います。

○議長（那須良策君） 信國建設課長。

○建設課長（信國俊輔君） お答えいたします。

現在のところ村道手入れにおいて除草部の草木の持ち出しまでは依頼しておりません。村道手入れに限らず、除草後の草木につきましても、側溝や暗渠に詰まるなど度々支障をきたしている状況が見受けられます。今後は村道や場所によるかと思っておりますけれども、除草後の集積や搬出、必要な箇所があれば区と連携させていただきまして業者へ発注し、重機を使って搬出するなど検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（那須良策君） 4番、杉野久志君。

○4番（杉野久志君） 業者への重機を利用するなど検討したいということで、やはり区当たりの財政が厳しいと思いますので、そのようなことがありましたら、村での前向きな対応をぜひよろしくお願いしたいと思います。

村道の整備と維持管理は一般の交通に支障なく、安心して快適な道路環境をつくることを目的とし、村が主体となって実施をしてもらう。主な活動内容は、道路の補修、清掃、草刈り、除雪、交通安全整備の設置、維持だと思っています。

環境面では、良好な道路状態の維持を通して、地域住民の安全確保や防災機能の向上に貢献するものだと思っております。

余談話でございますけれども、防災機能ということで私が消防団に在籍していたとき、もう30年前ぐらいになるでしょうか、台風が水上村あたりを通過すると立木が倒れ、枝や葉っぱといったものが北目の村道中に散らばり、とても車などが通れる状態じゃなく、緊急車両が通れるようその当時は自営業が多かったため、何人か作業に出てもらい、ベニヤ板を3人ぐらいで持ち、一斉に道路をベニヤ板で掃除したのを今でも思い出します。現在は地元の建設業が重機で掃除をしていると認識しております。すみません、余談です。

第6次水上村総合計画にも村道については主要な道路はほぼ整備済みであるが、今後は集落内の連絡道路で緊急車両等の進入に支障がある道路の整備を図りながら、経年劣化による老朽化している橋梁を含む既設道路、構造物の整備、補修を年次計画で進める必要があるということで、大型ダンプなどの通行によっておきる路面の補修、土砂やごみ等で道幅が狭くなり交通の妨げにならないよう整備や側溝の土砂などの撤去、安全対策、除草などの計画的な村道の整備、維持管理について、これ

からもぜひ努めていただけるようお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（那須良策君） 4番、杉野久志君の一般質問を終わります。

続きまして、5番、山崎隆浩君。

○5番（山崎隆浩君） 改めまして、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

2025年、日本の観光業界は新型コロナウイルス影響から脱却し、新たな成長フェーズに入ったと言われております。訪日外国人観光客数は過去最高を更新し続けており、2024年、日本人の国内旅行者数では、コロナ前の2019年には及ばないものの旅行消費額では過去最高を記録いたしております。2025年の推計では、旅行者数、消費額ともに最高額になるだろうと予想されています。

本村の観光に目を向けてみますと、スポーツ合宿の里づくりとして水上スカイヴィレッジを核として旅館や民宿を活用した合宿誘致による地域活性化が図られております。前年度では、合宿のみで約6,000人泊の実績があり、毎年確実に宿泊者数が伸びておる状況です。その結果、学校が長期休暇、いわゆる春休み、夏休み、ゴールデンウィークなど合宿が集中するため、どの宿も満室となり、一般観光客がほとんど泊まれない状況も続いております。それだけ多くの方が本村に宿泊されているのですからうれしい限りではあるのですが、本年度整備中の旧湯山小学校宿泊施設のオープンに向け、合宿受け入れ可能宿泊者数も2倍近くになりますし、施設も新しくなり、アスリートに特化した設備や備品など、民間との競争優位性や合宿誘致を進める中で、一般観光客誘致の方向性などについて今回質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、本村の宿泊客の現状について、合宿、一般観光客、仕事で来られている宿泊客、イベント宿泊客別に宿泊者数と全体の比率もお伺いしたいと思います。

○議長（那須良策君） 那須地方創生推進課長補佐。

○地方創生推進課課長補佐（那須裕平君） お答えいたします。

一般質問資料3ページ目を御覧いただきたいと思います。資料の右下に令和6年度宿泊客内訳につきまして掲載いたしております。令和6年度の合宿客につきましては5,991泊、全体の45%、一般客、観光客につきましては1,808泊、全体の13%、仕事宿泊者につきましては2,600泊、全体の20%、イベント宿泊客につきましては905泊、7%、市房山キャンプ場につきましては1,939泊、全体の15%となっております。年間合計が1万3,243泊で、1年間に水上村へ宿泊していただいた人数となります。過去のデータからいきますと、平成7

年度に約1万6,000泊が最高数値でありまして、平成8年度以降は年々減少傾向でございましたが、スポーツ合宿事業を始めましてから平成7年度の最高宿泊数に迫る宿泊数で推移しております。

以上でございます。

○議長（那須良策君） 5番、山崎隆浩君。

○5番（山崎隆浩君） 現在では一般観光客に関しては合宿の約3分の1ほどの宿泊となっております。平成7年度がピークで1万6,000人ほどの宿泊者がおられたということで、ちょうどこれが前の平成30年の観光統計で調べてみましたところ1万3,000人ほどが宿泊されているということでしたので、もうその水準まで戻ってきている。また、これを超えてきているというふうに見ることができると思います。一般観光客と合宿客、3分の1ほど差がありますが、このバランスをどのように考えて誘致を行っておられるかお伺いしたいと思います。

○議長（那須良策君） 那須地方創生推進課長補佐。

○地方創生推進課課長補佐（那須裕平君） お答えいたします。

観光客誘致につきましては、株式会社みずかみ内にある地方創生推進部、旧観光協会が主体となって水の上の学校や桜まつり、秋フェスなどを主催されて誘致のほうを行っております。水上村としましては、SNSやホームページでの水上村の魅力発信を行っているところでございます。併せまして、熊本県とも協力いたしまして、施設整備を進めているところでございます。

合宿客につきましては、春休み、ゴールデンウィーク、夏休みなど長期休暇がメインの時期となります。このスポーツ合宿事業を始めまして、夏の登山客や釣りのお客さんなどから宿泊の予約が取れないというお話も何度か伺ったこともあり、昔からお越しいただいているお客さんには少なからず御迷惑をおかけしていることも否めません。しかし、水上村全体で考えますと、大幅に合宿客の宿泊数は増えているのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（那須良策君） 5番、山崎隆浩君。

○5番（山崎隆浩君） 一般観光客、宿泊客等の誘致に関しては、株式会社みずかみの地方創生推進部でされておるということで、確かに担当部署も違うことから何かそれぞれで誘致を行われていて、連帯感というか、足並みが揃ってないというか、そのような感じもいたすわけですが、コロナもありましたので、そのような状況の中で一般観光客等々はほとんど本村には宿泊をされていない時期が数年続いておりました。そんな中でも合宿の方はですね、泊まりに来られていて、当然、都会にいるより地方のほうが感染リスクが少ないと、そういった理由もあると思いますが、そ

のような状況の中、民間の宿泊業等々は非常にコロナのときに苦戦を強いられて中において、本村はですね、倒産することなくそのようなところが合宿誘致に関わるのが一助になったというのも私自身はそのように理解もしているところではあります。合宿誘致に関してはですね、毎年確実に宿泊数も増えておりますし、夏休みや春休みにはほとんどの宿が満室となる状況も見ております。合宿誘致も9年ほどなおりますと宿も受け入れに対するノウハウも習得され、それぞれの宿の特徴を生かしながら営業されていると感じております。

この長期休暇の時期はこのままでですね、合宿誘致が定着しておりますので、そのままのやり方でよいと私は考えております。ただ、合宿客が少なくなる時期、ちょうどこれからですね、10月、11月、12月など本村でも様々なおいしいもの、収穫の時期となりますし、紅葉もあります。涼しくなり、また登山もですね、ちょっと時期をずらしてツアーをされる方も多く訪れられます。このような時期だからこそ一般観光客の取組を推進してはと考えますが、まずですね、宿泊客に対する支援策のほうをお伺いしたいと思います。

○議長（那須良策君） 那須地方創生推進課長補佐。

○地方創生推進課課長補佐（那須裕平君） お答えいたします。

水上村では平成4年度から水上村お得～ポン、宿泊クーポン事業補助金を開始しまして、宿泊に対する割引クーポンの発行、1人1泊当たり宿泊費の3分の1以内、3,000円を限度に補助することで観光客や合宿客の誘致、消費の喚起を図ると共に、関係事務所への経営の安定に寄与することを目的として支援を行っております。

なお、令和7年度におきまして1年間を通じて熊本県内で宿泊客へ宿泊補助を行っている自治体は水上村だけでございます。財源につきましてもふるさと応援基金での運営を行っております。水上村へのふるさと納税も順調に推移しておりますので、宿泊客を今後も伸ばし、民宿及び旅館を支えていくためにも水上村お得～ポン事業補助金は継続しながら、本村観光振興にも努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（那須良策君） 5番、山崎隆浩君。

○5番（山崎隆浩君） 本年度のお得～ポンの予算が2,500万円だったと思いますが、このお得～ポン、説明資料のですね、この下のほうに観光旅行、イベント宿泊、合宿宿泊、市房山キャンプ場、仕事関係と区別して数字を出していただいておりますが、この中でお得～ポンが仕事の宿泊者、キャンプ場では使えなかったかなと思いますが、その辺りはいかがだったのでしょうか。

○議長（那須良策君） 那須地方創生推進課長補佐。

○地方創生推進課課長補佐（那須裕平君） お答えいたします。

山崎議員が言われましたとおり、仕事、キャンプ場につきましては、宿泊クーポンは発行いたしておりません。

以上です。

○議長（那須良策君） 5番、山崎隆浩君。

○5番（山崎隆浩君） ということになりますと、合宿と一般観光客、そしてイベントで宿泊される方々にはクーポンが適用できるというようなことだと思えます。年間通しての宿泊補助ができるということでありましたが、合宿時以外のですね、一般観光客を増やす取組において、課題や、特に村が注力する取組、ちょっと先ほど地方創生推進部のほうでということでしたのであれかもわかりませんが、その辺りの取組があればお伺いしたいと思います。

○議長（那須良策君） 那須地方創生推進課長補佐。

○地方創生推進課課長補佐（那須裕平君） お答えいたします。

先ほどの質問でも御回答いたしましたけども、基本、水上村の観光分野につきましては、株式会社みずかみ内にある地方創生推進部、旧観光協会が担っております。令和6年度の観光分野の事業で水の上の学校実績におきまして、年間の体験者数はトレッキングが114人、カヌーの学校が0人、ヤマメ釣りの学校が4人、ログハウスの学校が4人、合計の122人の参加者でした。今後、観光分野での宿泊数を増やすためには水の上の学校等のイベントの内容や近年のニーズにあった宿泊型体験活動の検討をしていく必要があるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（那須良策君） 5番、山崎隆浩君。

○5番（山崎隆浩君） 一般観光に関しては、地方創生推進部、株式会社みずかみの中にありますが、そちらのほうということで、水の上の学校、122人でしたか、実績等々が必要ということの答弁でございました。第6次水上村総合計画策定されましたけれども、2025年からの10年間の計画の中にも水の上の学校の課題として、案内する側のですね、高齢化や担い手不足等々も表記してあります。また、この水の上の学校に関しては、再構築が必要であると、そのような課題も示してあったところです。現在のリピーターを大切にしつつですね、情報を発信し、来訪者の評価を通して施策に反映させる質の向上を図ることが重要とあり、多様な旅のスタイルに対応できる複合的なメニュー作りと体験整備を進めていく必要がありますと記してあります。ここでちょっとですね、観光等のこともちょっと含めて村長にちょっとお伺いしたいと思います。観光業は季節によって大きな影響を受けやすい業界であります。観光地が抱える問題の一つとして、収益の変動が挙げられると思

います。年間通して安定した収益を確保するために閑散期を活性化させる努力が求められると感じております。そのようなことから長期休暇に行われる合宿時以外の宿泊客の取組が必要だと考えております。加えて、民間など、あとからもまた質問で出てきますが、新たな旧湯山小学校宿泊施設、お互いが経営上成り立つような受け入れ態勢も重要になってくるのではないかと考えております。当然、自社の努力はですね、行わなければなりませんし、おんぶに抱っこというわけにはいきませんが、スポーツ合宿がきっかけとなり日本全国に水上村が知れ渡るきっかけともなりました。本村の魅力でもある四季折々、いろいろな姿を見せてくれる自然、森林セラピー基地でもありますし、良質な温泉もあります。スポーツ合宿、一般観光客、特にイベント等ではですね、魅力あるイベントが年間通して多く点在しているような本村でもあります。それぞれですね、ちょっとバラバラ単と申しますか、統一性が感じられないと申しますか、各担当課、担当部署が連携してですね、一体感を持った誘客戦略、このあたりをですね、しっかりと構築しながら年間通して魅力ある水上村を感じられるメニュー開発ができるのではないかと考えておりますが、そのような各部署、株式会社みずかみにも波及しますが、どのような見解をお持ちかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（那須良策君） 中嶽村長。

○村長（中嶽弘継君） 私からお答えしたいと思います。

私は常々本村の観光のバックボーンは市房山であり、球磨川の水源地であり、湯山温泉であるということを申し上げております。こういったものにいろんな今度は新しく付加したような施設等々も出てきておりますので、そういうところ等も加味しながら観光は進めていくべきだと考えております。

また、本当は観光の旅館、民宿の皆さんあたりも自助努力をきっちり今やってきていただいておりますが、やはり時代の変遷とともに、やはり旅館、民宿も変わっていかねばならないと考えております。というのは、例えば、一つ二つ申し上げますと、今、水の上の学校という言葉が出てまいりましたが、水の上の学校は、熊本県の卓越の村づくり事業ということで、平成8年ぐらいから始まっております。もう既に28年、29年、もう約30年近く経過がしておるわけですので、そこでいい事業をそのまま続けていく。そすと、どうしてもこれはもう改めなければいけないやつは改めていく、そういったことが必要だと思っております。

また、森林セラピーにつきましても、平成の21年に基地の認定を受けて、もうそれからもう既にかなり経っておりますし、そのやり方も今のセラピー部会のやり方でいいのか、やはり変えていくのか。それと旅館とどうやってタイアップしていくのか。そこはもう旅館とセラピー部会の話し合いにもなってくると思います。

それと先ほどの質問と答弁の中で、ちょっと若干言葉足らずの部分がありましたので補足しますと、そういったソフト事業といいますか、一般観光については、(株)みずかみの地方創生推進部というような言葉が出てまいりましたが、当然、一般観光といいますか、このソフト事業の展開、いろんな広告宣伝かなんか、これはもう産業振興課に観光係がありますので、そちらのほうが行っているということも言うべきでありましたので、ちょっとそこを付け加えさせていただきたいと思えますし、それと観光とちょっと離れてそういったスポーツの里づくりのほうの合宿客については、地方創生推進課のほうが行っているということでございますけど、これは同じ役場の中にある課でございます、また、(株)みずかみにつきましてもすぐ近くにありますので、そこは連携を取りながらやっていけば必ずしもこれは別々の道を歩むということじゃなくして、関連づけてやっていけばいいことですので、これは今以上にまたこの質問をお受けしながら、私も(株)みずかみの社長も仰せつかっておりますので、一緒になって考えていくというようなことで、今後は取組を進めてまいりたいと思っております。

そういったほかにもやはり観光ということで、やはり魅力というのはそういった景勝地とか施設ばかりじゃないと思います。これには宿であったり、宿の食事であったり、また食事処であったり、それとやはり来れば、いろんな観光客が来た場合には、やはり土産品あたりが売れるわけです。そういった中で、いろいろ特産品の開発事業あたりも村のほうでも行っておりますので、やはり農業の特産品、林業の特産品、それから、商業の方がつくられた特産品、そういったことをやはりきちっとまた磨き上げをしていって、トータル的に観光客のもてなしをしていく中で初めてその観光が論じられて、また増やす、そういったことに繋がってくると思えますので、再認識をしながら進めてまいりたいと思えます。

以上でございます。

○議長(那須良策君) 5番、山崎隆浩君。

○5番(山崎隆浩君) 確かに、水の上の学校、セラピー基地、相当ですね、認定されて、そして水の上の学校に関しては、始まってから相当な時間も経っているということも私も認識をしております。ただ、ちょうど市房山でもそうですし、村長が言われました水源、球磨川水源、こちらのほうも市房山に関しては祓川橋がまだ完全に復旧していない。そして、水源のほうもちょっと崩れて行くことができない等々ですね、観光を思い切って押し出す、押し出したときにその材料と申しますか、コンテンツがなかなか今活用できないというもどかしさもあるんだろうなというのも私も感じております。そういった中でもですね、普通にこの本村の自然ですとか、川、山、そういうところも非常に魅力はあるんだと感じております。よく聞くのは、

よそから来られたら川の音一つですごいですねって言われるんですよ。我々はもっぱら普通に住んでますので、川の音は若干普通の生活の中に入ってしまったので全く感じませんが、そういった川の音とか、何か今でいうと夜の鈴虫が鳴くとか、そういったことだけでも非常に何か感慨深いものを感じられるていうのがありますので、確かに、この大きな核とした、市房山の核の観光振興はなかなか今現在はですね、表向きではできないかもしれませんが、その辺りも今後推進していかなければならない時期がまたくるのは間違いないと思っております。村長言われましたようにですね、連携をしていろんなコンテンツを結び付けていきたいということでもありましたし、また、ちょうどですね、この資料をいただいておりますけれども、この中の前年度とのこの比較の中で伸び率をちょっと出してみたところ、絶対数の数が違いますけれども、合宿の伸び率と観光旅行で、いろんな制限も確かにありますけれども、夏来れないとか、キャンプ場もオープンしておりますので2,000人ほど入っておられるので、このあたりはちょっと分散する傾向にあるのかなというふうに思いましたけれども、そしたら伸び率は変わらないんですね。合宿のほうも、この観光旅行で来られているこの1,800名っていうのの伸び率はほとんど去年と、前年度と変わりません。約1割程度、110%ですね、両方も。なので一定数のこの需要というのはやっぱりあるのかなというふうに感じております。大きく伸ばせないかもしれませんが、この辺りを地道にやっていくことによって今後のこの観光振興等々にも影響を及ぼす一つの合宿と、また、一つのこの自然を利用した観光という形の切り口が取れるのではないかなと、それを併せて1年中お客さんが来てもらえるような安定した地域になればいいかなというふうに思っているところです。ぜひ各関係部署との連携を図りながらそういった観光に関する事業調整会議までそんな重たらしいことはしなくてもいいと思いますが、それぞれ合わさったところで年間通しての事業を持ち寄ったところでの推進を図られ、バッティングしないようにですね、せっかくもったいないですので、バッティングしないような形での推進をお願いできればというふうに思います。

これからちょっと次ですね、旧湯山小学校宿泊施設の運営方針についてという質問に移りたいと思いますが、まず、旧湯山小学校宿泊施設の概要と営業開始の予定をお伺いしたいと思います。

○議長（那須良策君） 那須地方創生推進課長補佐。

○地方創生推進課課長補佐（那須裕平君） お答えいたします。

旧湯山小学校宿泊施設につきましては、アスリートから高齢者までをテーマに健康とスポーツをキーワードにした社会的要因の高い調査、研究、教育を積極的に推進する宿泊型施設を目指します。基本となる柱が3つございまして、まず1番目に、

健康スポーツ科学領域に関する研究をアスリートのみならず、子ども、一般成人、高齢者まで最新機器を用いた社会的要因の高い還元型の研究を積極的に行い、計測データ処理、フィードバックを行うことで自らの身体機能や心理状態を知ることができる機会を提供し、得られたデータを基に自身の日常生活に活用していただきます。全住民の計測を毎年行い、予防治療を早期に行うことで健康寿命を延ばす事業を展開していきたいと計画しております。

2番目に、健康寿命の延伸のために食の意識を高めるために食堂を整備し、水上村民の食育に貢献します。計測を行った後に年代別に応じた今後の健康維持のためにどのような食事習慣を行ったらいいか。実際に食事の提供を行い、管理栄養士から食事指導を行います。

3番目に、日々のちょっとした睡眠不足が知らない間に蓄積し、身体へのダメージや生活習慣病などのリスクを高めてしまう睡眠負債の恐ろしさについて学び、健康睡眠を通じて健康的な生活をサポートする睡眠指導の方を行います。

また、昨今の多発している災害に対応して、防災拠点施設としても使用できる宿泊ルームを完備することにより、多くの住民が避難に対応できる施設を準備いたします。

ただいま説明しました事業につきましては、熊本保健科学大学との包括連携事業を大きな柱として事業を行ってまいります。

また、この事業に賛同いただける企業さんともタッグを組み、全国で初となる官民学での健康をキーワードにしたサイエンス研究センターを目指します。村民からスポーツ選手まで健康に特化した施設として全国にPRしていければと計画を進めていきます。

営業開始につきましては、令和8年度5月開業を目指しております。現在、整備工事に入っておりますが、資材高騰などにより工期が延長になることも十分考えられますが、速やかに開業できますよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（那須良策君） 5番、山崎隆浩君。

○5番（山崎隆浩君） 旧湯山小学校の利活用についてということで概要をお伺いいたしました。3つの大きな柱ということで、スポーツサイエンス事業、食育、そして健康睡眠、これは全村民の計測も想定されていて、その村民に対しての健康寿命を延ばす取組の食育、あとはそういった計測とかを行いながらしっかりと寄与したい。当然、それだけではなくてこれは合宿に来られた方も利用されるということになるのかなと思いますが、その辺りもありますよね。

○議長（那須良策君） 那須地方創生推進課長補佐。

○地方創生推進課課長補佐（那須裕平君） お答えいたします。

基本的には夏休みの合宿を中心に宿泊のほうは進めていきたいと思いますが、先ほどお答えしましたように、閑散期のときにですね、年代別に年間を通して計測を行って、健康寿命、データ化を進めていく予定であります。

以上です。

○議長（那須良策君） 5番、山崎隆浩君。

○5番（山崎隆浩君） はい、ありがとうございます。

確かに、夏合宿とか時期がですね、アスリートの方は決まっておるといふのもあるので、そういうことをですね、閑散期は村民を対象にいろいろと行いたいということでしたので、これは非常にいいことかなというふうにも思っております。

食育も行う、宿泊も行うということですが、この宿泊可能な人数と厨房や食堂が整備される予定となっておりますので、この辺りの食堂の許容人数と申しますか、どのぐらいの一度に食事をされることを想定しておられるのかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（那須良策君） 那須地方創生推進課課長補佐。

○地方創生推進課課長補佐（那須裕平君） お答えいたします。

全体の宿泊数につきましては150から170名程度が宿泊できるようにしております。個室のルームも何か所がございますが、基本的には2段ベッドで大部屋という形で計画をしております。

食堂につきましても一斉にですね、100名から120名の食事が可能となっております。

以上です。

○議長（那須良策君） 5番、山崎隆浩君。

○5番（山崎隆浩君） 150から170名の宿泊があるということですね。私、ちょっとこれ去年の資料だったと思いますが、190何名かなと思っておりましたが、150から170名、個室もあるということで、若干30名ほどは減ったのかなと思っておりましたが、食堂のほうも100名ほどは入れる食堂を併設したいということでした。この中でですね、今まで合宿やイベント等で旅館、民宿が満室となって宿泊できなかったお客様、完全には図れないかもしれませんが、その辺りがどれぐらいおられたかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（那須良策君） 那須地方創生推進課課長補佐。

○地方創生推進課課長補佐（那須裕平君） お答えいたします。

インターハイなどの大会の時期にも左右されますけれども、合宿する日程はほぼ同じ時期に重なります。今年度は8月の1週目に高校の合同合宿と単体の高校と実

業団の日程が被ってしまいまして、10団体程度の受け入れができませんでした。

また、8月2週目にも熊本県、鹿児島県、宮崎県の中学合同合宿、300名程度集まる合宿が計画されておりましたが、同時期にこれも高校の合同合宿が行なわれまして、中学生が村外に多く宿泊されました。

このように、今年度8月だけで換算しますと約500泊、約450万円程度の宿泊が水上村に落ちなかったという計算になります。

イベントにつきましては、水上マウンテンパーティ、奥球磨駅伝大会、球磨川リバイバルトレイルなど毎回ですね、200から300名程度が宿泊を受け入れていただいております。特に奥球磨駅伝大会は、湯前町、多良木町、あさぎり町にも宿泊が満室になり、220名程度が奥球磨地域外、人吉を中心にですね、宿泊されておられます。3月にも今度奥球磨女子駅伝も開催しますが、男子同様、奥球磨地域外に200名程度が流出してしまうという計算になります。男子、女子合わせまして400から450名程度が奥球磨地域外に宿泊されることとなりますので、このように合宿イベント合わせますと年間1,000泊程度がですね、水上村外に宿泊しなければいけないという状況と計算しております。

以上でございます。

○議長（那須良策君） 5番、山崎隆浩君。

○5番（山崎隆浩君） 確かに、イベント等で宿泊が全くできなくて、特にトレイルランニング等々のイベントではですね、私のところにもよく何かそういった話を聞きます。本当に泊まる場所がないのかなとも思っておりますが、1,000泊程度年間でまだ泊まれる余裕があれば受け入れが可能になるということだと思います。先ほどの答弁で旧湯山小学校の宿泊施設のオープンも来年度にしたいということでしたので、イベントのいつあるかにもよりますが、その辺りは取りこぼしなくできるようになるのかなというふうにも思っております。

ただ1日に150人、170人の施設になりますので、それを年間どうやって運営するかとか、そういったことは当然後々また出てくる問題になるのかなと思っておりますが、本村の宿泊可能者数について、この150人から70人を入れると、本村全体で約、そうですね、ちょっと数は減りましたが、1日600人程度は宿泊可能になるんだろうと思います。キャンプ場を外してもですね、やはり500人弱ぐらいは宿泊可能になるのかなというふうに思いますが、今後やっぱり宿泊施設が増えることによってお客さんの分散も考えられるのかなと思っております。現在、合宿の予約は直接宿に連絡されることが多いと聞いております。施設や設備の優位性から旧湯山小学校宿泊施設に予約が集まるのではないかなという懸念も持っておられる事業者さんもおられます。合宿の振り分けなどどのような対応をされる考えか

お伺いしたいと思います。

○議長（那須良策君） 那須地方創生推進課長補佐。

○地方創生推進課課長補佐（那須裕平君） お答えいたします。

平成29年度から水上スカイヴィレッジ運営を開始しまして9年経過いたします。多くの団体が直接宿に連絡され、合宿を行っていただいております。各団体の皆様も永年愛用されている宿が使い勝手も気心も知れておりますので、今後も使用されると思いますし、こちらとしましても民宿、旅館をメインに宿泊していただくように努めてまいります。

今後、旧湯山小学校宿泊につきましては、宿が満室になった場合、宿が対応できない場合、合同合宿の際に一緒の団体に生活をしたい場合を想定しております。

また、全天候400メータ競技場が完成しますと今までの長距離合宿中心から短距離合宿、サッカー合宿、企業研修合宿も受け入れが始まります。暫定ではありますが、現在の2倍から3倍の宿泊増を目指していきます。以前から宿の経営者から3食の食事の提供を1か月作り続けるのは辛い、お盆休みがほしいなどの意見も聞いております。旧湯山小学校施設が全ての民宿、旅館が無理せずに運営を行える手助けとなり、お互いに支え合いながら水上村の地方創生に邁進できるように努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（那須良策君） 5番、山崎隆浩君。

○5番（山崎隆浩君） 旅館と民宿をメインに宿泊していただくということで安心をいたしました。直接宿に連絡されるということになりますと、全体の本村に来られる合宿の学校や人数、その辺りの宿泊される情報を一元化できなくなるのではないかなというふうに思ったりもするんですが、その辺りの対応はどのようにされているかお伺いします。

○議長（那須良策君） 那須地方創生推進課長補佐。

○地方創生推進課課長補佐（那須裕平君） お答えいたします。

これもですね、民宿、旅館の方々に事前に宿に予約が入りましたら、地方創生推進課のほうにですね、御連絡をいただいて、全ての宿にどこに何日間入っているのかっていうのを全部把握しておりまして、そこで月ごとに全体の宿泊の総数を計算しまして、団体でうちのほうに連絡があった場合は、それを見ながら振り分けして宿をお願いしているというところで、今、一体となってですね、そういった取組を行っているところでございます。

以上です。

○議長（那須良策君） 5番、山崎隆浩君。

○5番（山崎隆浩君） 一番心配しておりましたのが、今直接そのように予約が入って
おりましたので、学校が新しく、旧湯山小学校のほうに今回は泊ってみようとな
った場合に、民宿さんには何も連絡がないままそこがぼかんと1か月なり、半月な
り、1週間なりと空いた場合がですね、非常にそういうときには困惑されるかなと
いうふうに感じたのがありましたので、そのように采配する形が整っておればです
ね、先ほど答弁で旅館と民宿をメインに合宿は宿泊していただくということでした
ので、ぜひその辺りの集約したものを活用していただいて、満遍なく宿泊が取れる
ような体制を取っていただければと思っております。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、今、先ほど400トラック、陸上競技場が完成するとほかの合宿も当然期
待もしておりますけれども、企業研修合宿、企業の研修合宿っていうのはどのよう
なことを想定されているか、ちょっとお伺ひしたいと思ひます。

○議長（那須良策君） 那須地方創生推進課長補佐。

○地方創生推進課課長補佐（那須裕平君） お答えいたします。

これもですね、最新器具が入りますので、健康をキーワードとした企業さんの新
人研修、そういったところでこれも観光とも被せてはいくとは思ひうんですけども、
水上村の観光と健康のデータ解析と新人研修、こういったところも会社のほうも誘
致しながら水上村に来ていただくような取組を今計画しております。

以上です。

○議長（那須良策君） 5番、山崎隆浩君。

○5番（山崎隆浩君） 私も前々から少し考えておりましたことがあってですね、まさ
にこの企業研修合宿っていうのが本村が持つ役割の一つとして森林セラピー基地、
先ほど村長も答弁いただきましたが、だいぶ時間が経っております、どのように
この森林セラピー基地を活用したらいいかっていう中において、今、答弁いただき
ました企業がその健康をキーワードとした、計測機器はデータとしてしっかりと捉
えることができるんだと思ひますが、自然を利用した癒しと申しますか、その辺り
の効果も森林セラピー基地自体が、医療的に効果があると認められた基地というよ
うなことも含めておると思ひます。なかなかこれは医療的にと申しますと大々的な
ことになってしまいがちですが、その辺りも含めたところですね、この企業の研
修だったり、あとは例えば、今企業の中でも約2割から3割の方々がお仕事をちょ
っとお疲れになって休職されながら仕事に戻る復帰をいろいろ考えておられるとい
うのも全国的にですね、ものすごく言われております。そのような精神的なメンタ
ルですよ。そういったのをしっかりとケアできるような施設も兼ね備えられれば
最高かなというふうにも思ひます。この水上村にある自然、そして、その森林セラ

ピー基地、そして、しっかりとその計測ができるような体制の機器、そして、加えて食育までそのようなのが揃うと、企業としてはその辺りが早く復帰してほしいというのに非常にお金をかけております。そういったのも取り込めるような、総合的なそういう企業に対してのアプローチもかけるようなことができるようになればですね、本当に本村の自然、そして、その旧湯山小学校の今回の整備に係る役割、その辺りが全て網羅できますし、また、それをきっかけに旅館、民宿あたりとタイアップして、旧湯山小学校だけじゃなくて別に旅館に泊まれようが、民宿に泊まれようがいいですので、その辺りも含めた、先ほどの森林セラピー基地としての役割の再構築、また、その辺りも一緒にできれば、本当にこう本村らしい、本村にしかできない宿泊観光の一つのプログラムができあがるのかなと思いますので、その辺りもすぐはできないかもしれませんが、上手にですね、構築ができればと思いますので、検討の一つにさせていただければなというふうに思っております。

スポーツ合宿に捉われず様々なメニューも考えておられるということで、今後が楽しみでもありますけれども、最後の質問になりますけれども、旧湯山小学校施設は年間通して営業されるのか。先ほどの全てを整えば年間通しての営業になるのかなと思いますが、今の段階で、どういうふうなお考えなのか。また、料金設定ですね、利用される場合の料金設定、同額で今の合宿料金と同額でされるのか。また、一般観光客や仕事や中長期滞在されるお客様もおられると思いますが、その受け入れなどどのように旧湯山小学校の宿泊施設の対応はされる予定なのかお伺いしたいと思います。

○議長（那須良策君） 那須地方創生推進課長補佐。

○地方創生推進課長補佐（那須裕平君） お答えいたします。

旧湯山小学校施設は年間を通じて営業を行う予定としております。宿泊施設としての機能ではなく、住民を対象とした身体測定も行ってまいります。熊本保健大学の学生の学びの場、住民の交流の場としても活用してまいります。料金設定につきましては、最新の計測機器などを導入したり寝具関係もアスリートに特化した商品を導入しますので、現在の民宿及び旅館の同じ金額設定とは差別化していく予定としておりますが、今後、地方創生推進アドバイザーの青山学院大学原監督などにも全国の施設等の金額なども協議しながら慎重に料金設定については決めさせていただきたいと考えております。

一般観光客、仕事客につきましては、基本民宿及び旅館への宿泊をお願いし、旧湯山小学校宿泊施設については合宿、研修のみでの対応で運営をしていく方向で考えております。

以上でございます。

○議長（那須良策君） 5番、山崎隆浩君。

○5番（山崎隆浩君） 一番気になりましたのが料金設定でもありました。寝具系もアスリートに特化した商品だったり、全員協議会でも説明いただきましたけれども、エアコンの、身体に負担がかからないようなエアコンの空調設備だったり、ちっちゃいことでいいですよ、トイレの数だったり、シャワーの数だったり、いろいろと大浴場、ストレッチができるような場所ですよ。民宿さんたちもずっと泊まられてて、わあこうやって整備してあげたいなというようなのもあるんですよ、いっぱい。でもなかなかそれはすぐにやっぱり自分のところではできないので、そういったのがぼんとできたときに、果たしてまた来てくれるだろうかという不安なものすごくお持ちのところも多くてですね。その辺りが一番料金設定で一緒だったらどうなんだろうと、選ばれるのかなと、当然、これまでもやってきておられますので、その辺りの関係性ですとか、その辺りは構築はされているんだと思いますが、非常にその辺りが心配だというような声もありました。先ほど差別化をしたいということでありましたので、確かに計測器等々もありますので、その辺りもパッケージでやられるのか。単独で受け入れられるのか。それによっても変わるとは思いますが、かといってあんまり高額ですと、おそらく、今度は旧湯山小学校は、入れないけどあそこは高すぎて行けないというふうなことも可能性は出てきますので、その辺りのバランスを、先ほど言われました全国の平均等々も考慮しながらよりよい値段設定をしていただければと思います。

先ほど、一般観光客、そして合宿客のいろいろな話をしてまいりました。村長にも先ほど一般観光客に対しての見解をお伺いいたしましたが、今回、旧湯山小学校の宿泊施設ができることによって、宿泊可能になる数も大いに増えます。当然、市房山キャンプ場のオープンしておりますので、こちらのほうもどんどん増えていくと思います。今後、進める中で、この合宿、一般観光客、またその辺りを総合的に、今後5年後、10年後、これは実は事業承継の話も変わってくると思うんですね。やはり今宿の方が高齢のところは次の世代に渡してやらないと事業の継続ができないというようなこともありますので、その辺りで今からこの水上村の観光産業に関してはものすごく一つの転換期を迎える可能性があると思っています。今回、先ほど課長補佐からも答弁ありましたが、様々なメニューも計画されているようですので、これが全体的に回り出すととてもすばらしい村の魅力を生かした政策になるのかなとも思っております。総合的に村長、何かこういうビジョンをお持ちとか、こういうふうな今のやり方を脱するまではいかななくても、こういうふうな方向性で持っていきたいとか、何かビジョンがありましたらお伺いしたいと思います。

○村長（中嶽弘継君） お答えしたいと思います。

私は、地方創生はほかの地域と差別化を図っていくこととっております。そのことで進めていくということで現在まで行ってきております。例えば、健康ということでテーマにしまして、住民100歳体操、これは2015年、平成27年度から始めてまいりました。古川地区と川内地区、しかしもう10年経ちました。やはりそのときは70歳は80歳、80歳は90歳、当然10年経つとるからですね。やはり加齢とともに負荷の掛け方が変わってくるということと、同じ体操施設もマンネリ化をしてしまうということで、熊本大のほうで新しい形の100歳体操を作ってくださいというお願いをしております。

それと、実は熊本大と2021年の12月の13日に包括連携協定を結びました。何であそこと結んだかっていうと、健康というテーマで結んだわけですね。これは例えば、アスリート支援の健康と住民の健康寿命を引き上げる健康、そういった支援を両方面から行っていくということです。

これは、クロスカントリーは今日本各地でいろんなところありますし、普通と変わらんような施設ならば淘汰されてしもて、もう自然に消滅してしまいます。じゃあ差別化を図っていく。じゃあ何で水上のクロスカントリーが売りがいいのかといひますと、やはり血液検査をしてくれます。血中関係を全部調べてくれまして、そういった糖度の上がり方なんかも全部調べたりしながらそのことと走り方のフォームの矯正とかもやってくれますし、それをデータ的に取って、それを大学が各監督にフィードバックをする。そのことに意義を感じて水上に高校、大学の合宿が来るのはそこなんです。そういったことで熊本大の一つの役割は、そういったアスリート者への健康、住民支援は、今女性が87歳、男性が80歳という今平均寿命の中で健康寿命との差が12歳ほどあるわけです。これはいわゆる成人病について1回も病院にかかったことがない人の寿命が健康寿命です。1回でもかかってればそれは健康寿命といひませんので、その差を縮めていくためにどうするかということで、やはりこの熊本保健科学大学の知恵を、スポーツサイエンス学校の知恵を借りながらそれを高めていくような活動を今やっています。これは学校の先生たちの旅費を村が負担するだけで、学生たちはゼミ活動、演習活動できますので費用は負担はゼロなんです。そういうところと議論しながらやっていくということで、その健康をテーマにした活動に取り組んでおります。

それといろんな付加をしていくということで、先ほど森林セラピーの話をしたしましたが、平成21年に認定を受けました。これはやはり血液検査をしながらその人の健康バランスを千葉大学の医学部が測定をしてくれて、水上の市房山の中が非常に安らぎというか、リラックス効果が出てくる。これはどういうことかといひますと、自然林の中には、樹木が持っているフィトンチッドという物質がございます。

そのフィトンチッドというのが人の心を安らげてくれると、脳もリラックスさせてくれるという効果があるわけです。その効果が実証実験されたのが千葉大学の医学部が実証実験をして、この効果がありますということで、熊本県初の森林セラピー基地の認定を受けたということですので、先ほどのその健康と全てみんな関わってきますので、その辺を先ほどの社員の新人研修という話もございましたが、そこら辺も使っていけばまだまだ効果というものは上がってきますので、そういった意味での大学との包括連携をさらにまた進化させていきたいと思っておりますし、それと、今言う森林セラピーあたりの効果あたりとの結びつき、これはまた千葉大学のほうにまた働きかけて、幸いに千葉大学とは農学部とも今繋がっておりますし、そういったとこの中でまたいろんな話を進めていって、さらに一步進めるようなことをやって、そして、ほかの町村との差別化を図っていくところでやっていこうと思っております。

それともう一つ重要なことは、今回、17億円ほどかけて陸上競技場であったり、湯山小学校の改築を行ったりいたします。その財源の内訳につきましては、令和7年度から国の補助金制度が、文科の補助金が2分の1になりましたので、2分の1の国の補助金を充てます。残りの補助金残についての2分の1を過疎債を適用するというので、そちらを申請しております。過疎債は御存じのように、元利償還金の70%は地方交付税で歳入されて、ここは公債費償還として返ってきますので、実質3割の自己負担で済みます。じゃあその残りの過疎債を借りた残りはどうするかというと、まさに今水上応援団でふるさと納税、寄附金が今水上に、本当ほかの町村から見ますとかなり大きな金額が入ってきておりますので、それを充てるということですので、当初計画の中から申し上げておりますように、村税、村民税とか固定資産税は充てないということで、財源措置も行っておりますので、それをふるさと納税を有効に基金の中で活用していくということでやっております。もちろんこれはスポーツ振興だけの基金じゃありませんで、ほかに項目がございます。教育の振興に使ってくださいとか、あとは医療福祉のほうに使ってくださいとか、いろんな産業振興に使ってくださいとか、いろんな費目別に貯金の中身は分けておりますので、それを有効に使っていくということで考えておりますので、住民の方の理解も得られるんじゃないかなと思っておりますので、そしてまた、維持管理が出てきますので、維持管理につきましても、当然、そのふるさと納税の貯金、その中から出していくということで考えておりますことを財源構成も含めたところで今申し上げておきたいと思っております。そういったところで進めてまいりますので議員各位のこれから先もまた支援をよろしくお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（那須良策君） 5番、山崎隆浩君。

○5番（山崎隆浩君） 別の地域とは差別化をするというところで推進をしていきたいというような力強いメッセージだと思います。同じところであると、結局、比べるときにもう料金しかなくなるというのが現実でございます。安いほうにみんな行きますので、料金だけでしますと、どうしてもこういう小っちゃい村は将来負けてしまう可能性があると思うんですね。財力はしっかりあったとしてもですね、長い将来みたときに。そこで何が重要かといったら、やっぱり付加価値をつけてそれを商品化するっていうことが一番の重要なキーワードだと私は思っています。今、村長もその辺りの差別化するっていうのは、結局、森林セラピーにしても、この温泉にしても、こういったサイエンス事業にしても、付加価値に繋がるものだと思います。付加価値がありますとそれは当然料金も高く設定できると、それを魅力としてお客さんが来られるということになりますので、そうなるとうっかりとよそと同じ金額でもこちらを選ばれるということになります。

先ほど課長補佐もですね、2万人を目標ということで、2万人というか3倍にしたいと、合宿の誘客をですね。そうすると、約2万人ぐらいが合宿とかそういった企業の部分で来られるんだと思います。そうすると今のお得～ポン事業に関しても2,500万円の今年度は事業費ですが、その辺りを3,000円で考えますと6,000万円ほどはしっかりとかかってくるのかなというふうな単純計算ですね。村長も維持管理に関してもお金かかると、その辺りのふるさと納税、元利償還金もありますので、その辺りの過疎債を使いながらしっかりと財源のほうも確保して、先々の運営をしたいということでしたので、ふるさと納税も頑張っておられると思います。本村に関してはしっかりとふるさと納税も入ってきておりますし、ただ、国の制度ではありますので、次どのように変わるかもわからないというのもちょっと心配な部分もありますので、しっかりとその先を見据えた財源確保をしながらですね、しっかりとこの17億円がかかるビッグプロジェクトでもございますので、最終的に民間の事業者の方も、村民の方も、そして来られる方も、全てがよしと思われるような、新たなですね、誘客作戦により魅力ある水上村になることを期待いたしますので、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（那須良策君） 5番、山崎隆浩君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

-----○-----

日程第5 議案第1号 水上村教育委員会委員の選任同意について

○議長（那須良策君） 日程第5 議案第1号 水上村教育委員会委員の選任同意につ

いてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中嶽村長。

○村長（中嶽弘継君） それでは、議案書をお開きいただきたいと思います。議案第1号 水上村教育委員会委員の選任同意について御説明を申し上げたいと思います。

水上村教育委員会委員として次の者を選任したいので議会の同意を求めるといふものでございまして、氏名でございますが、尾前ちどり、生年月日、昭和44年1月21日生まれ。住所、水上村大字湯山1122番地の94。任期は令和7年10月21日から令和11年10月20日までの4年間とするものでございます。

尾前さんにおかれましては、この球磨郡内のあさぎり町の岡原で生まれられて、岡原の小学校、岡原中学校を卒業され、そして昭和62年の3月に熊本県立多良木高校を卒業されておられます。その後、郡市内の洋装店、それから、文具店等々に勤めながらおられまして、結婚を機に湯山の本野のほうに居を構えられておられます。現在は、主人の方と農業を一緒にやられながら、（株）みずかみの山の幸館あたりでも忙しいときにはパート勤務で、加勢をいただいている方でございます。

そしてまた、尾前さんは、平成30年から湯山小学校のPTA役員を3年間経験されておられまして、会計を2年、それから副会長を1年ということでもございました。また、その後、令和4年度には水上中学校のPTAの副会長を務められ、また、併せて、水上中学校の閉校委員会の委員をやられております。また、いろんな話をしていますと、PTAの役員をしていたときにいろんな役員を試みたからいろんなことが分かったんだということ。それから、非常に子育てをしてみて教育の大切さを痛感している。そういったことも述べていらっしやいまして、今後もいろいろ水上の学びを深めていきたい、そういったこともおっしゃっておられました。非常に人格といいますか、そのようなこともしっかりしているなというイメージを持っておりますし、また、教育に関しての知識もお持ちでございまして、熱意があるなということでも思った人でございます。

そういったことで提案理由でございまして、委員を任命にするにあたりましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第4条第2項の規定によりまして議会の同意を求めるといふものでございますので、どうぞ皆さん方の御理解を賜ればと思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（那須良策君） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

3番、小川恵さん。

○3番（小川 恵君） はい、3番、小川です。

1点だけお聞きしたいと思います。この候補者の選定についてどのようなプロセスを経たのか。例えば、推薦だったとか、個人からの立候補だとか、そういうふうな形で何かお願いします。

○議長（那須良策君） 中嶽村長。

○村長（中嶽弘継君） お答えしたいと思います。

教育委員につきましては、定数は4名でございます。地域のことも勘案しながら今岩野地区で2名、それから、湯山地区で2名、これはもう校区が岩野校区と湯山校区ということもございまして、今2名2名で4名を選任しているという状況です。

今回、湯山校区の本野地区の現教育委員の方がちょっと体調的にこの先がちょっと続けるのがしんどいということがございまして、今回で辞退をしたいというお話ございました。そういった中で、児童生徒数が1か所に偏らないとか、いろんな分散しておりますので、そういった中でやはり教育委員もある程度同じ地区から選ぶんじゃなくて、違う分館といいますか、そういったところからやはり児童生徒がおるところから選んでいけばなということも考えまして、今現委員が岩野地区では幸野地区からと岩野覚井地区からでございます。それと湯山の覚井地区でもおられますので、今回もまた本野地区からということで選ばせていただいた。その候補者につきましては、教育委員会と私で協議して、どういった候補者がいらっしゃるかということを選定をして、そしてその中から交渉に当たっていただくということで、交渉には教育課のほうで当たっていただいて、その後、こちらのほうで3人で、教育長、それから教育課長と合意をして、今回、提案に至ったというところでございます。

以上でございます。

○議長（那須良策君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を同意することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第1号 水上村教育委員

会委員の選任同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

ここで昼食のために暫時休憩します。再開を午後1時といたします。

-----○-----

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（那須良策君） 休憩中の会議を再開します。

-----○-----

日程第6 議案第2号 水上村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（那須良策君） 日程第6 議案第2号 水上村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田代総務課長。

○総務課長（田代浩章君） それでは、議案書①、3ページをお願いいたします。議案第2号 水上村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

水上村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、水上村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するにあたりまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

次のページからが改め文でございます。

説明につきましては、資料②、2ページからの改正案の概要について御説明を申し上げます。

まず、改正の理由でございますが、地方公務員の仕事と生活の両立支援の拡充を推進するために地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに伴いまして所要の改正を行なうものでございます。

職員の子が小学校就学始期に達するまで業務を行いながら養育することを容易にするため、これまでの1日につき2時間の範囲内で取得する現行の取得パターンに加え、1年につき10日相当の範囲内で取得する新たなパターンを追加することによりまして、この2つのパターンから選択可能になるものでございます。

施行期日につきましては、令和7年10月1日でございます。

改正の内容でございますが、①趣旨でございます。第1条関係、こちらは引用条

項のずれに対応するものでございます。

②の部分休業をすることができない職員（第17条）第1項第2号では、文言の整備及び追加でございます。

③第1号部分休業の承認（第18条）でございますが、こちらは見出しの変更。第1項として、第1号部分休業について、勤務時間の始め、または終わりに限り承認可能とする取扱いを廃止するものでございます。現行の部分休業と同じで、1日につき2時間を超えない範囲で30分を単位に承認ということで、今後は始め、終わりに関係なく取得できるものでございます。次の第2項、第3項につきましては、文言の整備でございます。

④の第2号部分の休業の承認（第18条の2）、新設でございます。原則として1時間を単位として承認するものでございます。

⑤の育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間（第18条の3）こちらも新設でございます。1年の期間を毎年4月1日から翌年の3月31日までとするものでございます。

⑥の育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間（第18条の4）、こちらも新設でございます。第1号、常勤職員、再任用職員を含みますけれども、時間が77時間30分、今年度は10月から施行のため半年、38時間45分となるものでございます。職員につきましては、1日が7時間45分ということで、10日を掛けた場合に77時間30分という形になるものでございます。

次のページをお願いいたします。第2号、会計年度任用職員につきましては、勤務日1日当たりの平均時間、勤務時間に10を乗じて得た時間、今年度は10月施行のため5を乗じて得た時間となります。会計年度任用職員につきましては、勤務時間が職員同様7時間45分、それから、1時間短い6時間45分等がございますので、1日当たりの平均勤務時間に10を乗じて得た時間という表記になってございます。

⑦でございます。育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情（第18条の5）、こちらも新設でございます。特別の事情を除き、同一年度内に請求したパターン、第1号部分休業と第2号部分休業でございますが、こちらは変更することができません。特別な事情とは、請求時に予測することができなかった事実（配偶者等の入院、別居等）が生じたことにより変更をしなければ子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める場合につきましては、変更可能となっております。

次の部分が制度のイメージ図でございます。左のほうが第1号部分休業となりますが、勤務時間の始めまたは終わりに限り1日につき2時間を超えない範囲で30

分を単位として取得可能であったものが改正後は下のほうになります、勤務時間の始め、また終わりに限らず取得可能となるものでございます。右のほうが第2号部分休業で、今回、新設されるものでございまして、1年につき10日相当超えない範囲内で1時間単位または1日単位でまとめた取得も可能となるものでございます。このパターン①または②のどちらかを同一年度内に選択した場合、原則変更はできないものでございます。

次に、⑧の部分休業をしている職員の給与の取扱い（第19条）でございます。こちらは引用規定を追加するものでございます。

⑨の部分休業の承認の取消自由（第20条）でございますが、部分休業で準用するその他条例で定める承認の取消理由として、先ほどの⑦育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情（第18条の5）によりまして、同一年度内中に請求したパターンを特別事情により変更した場合等を規定するものでございます。

以上が改正案の概要でございます。

4ページからが新旧対照表となりますので、こちらは後もって御覧いただければと思います。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（那須良策君） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

3番、小川恵さん。

○3番（小川 恵君） はい、3番、小川です。

3点質問させてください。この改正によりどのような効果を想定されているのかわかっていう、少し疑問が持ちました。例えば、職員の育児と仕事の両立が具体的にこのくらいは改善されるんじゃないかとか、あと育児休業取得率の目標とかがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（那須良策君） 田代総務課長。

○総務課長（田代浩章君） お答えさせていただきます。

まず、出産日、出産する日ですけれども、その前8週間、56日が産前休暇と申します。産後8週、56日が産後休暇と申します。その後、56日を過ぎた後は育児休業ということで最大3歳の誕生日まで取得することが可能となっております。しかしながら、育児休業を取った場合には、給料が減額されるということで、休んでも給料が減るというところで大変難しい問題もございます。今回の改正につきましては、小学校の就学前までのお子さん、例えば、育児休業を3歳まで取って、その後小学校の就学前までに育児が必要な場合に、1日最大2時間の部分休業、それから、年間10日間ですね、必要な分、10日間まとめて取る。そういったような

多様な育児休業取得が可能となるものでございます。

本村においては、今、育児休業の取得者が2人ございまして、1人が本年の11月30日まで、もう1人が来年の5月までということで2人でございますけれども、こちらが仕事に復帰した場合に、小学校就学前までにそういった形で育児がですね、必要な場合には、今度の改正によりましてどちらか選択して育児休業を取るということが可能となるものでございます。

先ほども申しましたが、給与が1時間当たり減額となりますので、そういったところの兼ね合いもありますのでなかなか難しい問題ではございますが、村としても職員のワークライフバランス、こちらを取りながらよりよい職場環境を目指していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（那須良策君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第2号 水上村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

————○————

日程第7 議案第3号 水上村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（那須良策君） 日程第7 議案第3号 水上村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田代総務課長。

○総務課長（田代浩章君） それでは、議案書①、6ページをお願いいたします。議案第3号 水上村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

水上村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、水上村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するにあたり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

次のページからが改め文でございます。

説明につきましては、資料②、7ページをお願いいたします。

まず、改正の理由でございますが、地方公務員の仕事と生活の両立支援の拡充を推進するために、「育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が改正されたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

施行期日は、令和7年10月1日でございます。

改正の内容でございますが、①介護時間（第15条の2）、新設でございます。第1項、介護休業とは別に、連続する3年の期間内において、勤務時間短縮措置を規定するものでございます。第2項、介護のため1日につき2時間の範囲内と定めるものでございます。こちら育児分の部分休業も同じでございます。第3項、勤務しない1時間当たりの給与額を減額と規定するものでございます。こちら育児休業の部分休業と同じでございます。

次に、②妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等（第17条の2）、新設でございます。第1項として、職員が本人または配偶者の妊娠・出産等を申出た場合の任命権者の義務付けを行うものでございます。3つございまして、第1号、仕事と生活の両立支援制度等に関する情報提供、第2号、仕事と生活の両立支援制度等の利用に係る意向確認、第3号、子の心身の状況または家庭の状況に起因し、子の誕生日以後に発生する、または発生が予想される両立の支援となる事情の改善に資する事項に係る意向確認を義務付けるものでございます。次の第2項では、妊娠・出産の場合と、先ほどの第1項と同様に、3歳まで2回の義務付けということで、子どもが3歳に達する前に、子を養育する職員への任命権者の義務付けということで、第1項と同様に3つの項目が義務付けとなるものでございます。第3項では、意向を確認した事項への配慮、規定でございます。

次のページをお願いいたします。③の配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等（第17条の3）でございますが、こちらは条番号の繰り下げ及び文言の整備でございます。

最後となります④の勤務環境の整備に関する措置（第17条の4）でございますが、条番号の繰り下げを行うものでございます。

以上が改正案の概要でございます。

9 ページからが新旧対照表となりますので、こちらは後もって御覧いただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（那須良策君） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第3号 水上村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第8 議案第4号 水上村お試し住宅条例の制定について

○議長（那須良策君） 日程第8 議案第4号 水上村お試し住宅条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

那須地方創生推進課長補佐。

○地方創生推進課課長補佐（那須裕平君） 議案書9ページ目をお願いいたします。議案第4号 水上村お試し住宅条例の制定について御説明申し上げます。

水上村お試し住宅条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、水上村お試し住宅条例を制定するにあたり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

次のページ、10ページ目をお願いいたします。水上村お試し住宅条例文でございます。

第1条で規定する設置につきましては、移住・定住の促進及び村の活性化を図り、

地方創生の推進を目的として設置するものでございます。第2条に、名称及び位置、第3条に、管理及び運営、第4条に、利用期間、第5条から開けていただきまして6条までは利用許可に関する事。第7条から第9条までは、使用料に関する事。第10条では、利用者の順守義務、第11条では、禁止行為、開けていただきまして、第12条では、利用許可の取消し等、第13条では、原状回復義務、第14条では、損害賠償等、第15条では、事故免責、第16条では、指定管理による管理、開けていただきまして、17条では、使用料の収入を規定するものでございます。

施行期日は、令和7年10月1日から施行するものでございます。

第7条、使用料につきましては、別表のとおり、水上村お試し住宅での使用料は、1人当たり1泊2,000円、税込みと規定するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（那須良策君） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

3番、小川恵さん。

○3番（小川 恵君） はい、3番、小川です。

このお試し住宅の設置により具体的に今現在何人ぐらいの目標とか、そういう定住者の目標なんかあれば教えてください。

○議長（那須良策君） 那須地方創生推進課長補佐。

○地方創生推進課課長補佐（那須裕平君） 先月の全協のほうでもお話をさせていただきましたが、お試し住宅を開業している町村の例を挙げさせていただきましたが、なかなか厳しい状況で、お試し住宅を造っても入らない状況もかなりあるというところではございましたので、水上村としましては、職業体験だったり、事業展開の企業さんだったり、いろいろなパターンを考えて活用できるように進めていきたいと考えております。

ただ目標のほうは、ちょっとまだ担当のほうとも打ち合わせが出来てないんですけども、ほかの町村よりも回るようにですね、しっかり考えて企画していきたいと考えております。

以上です。

○議長（那須良策君） ほかにありませんか。

はい、3番、小川恵さん。

○3番（小川 恵君） すみません、じゃあまとめて質問させていただきます。

この管理を指定管理者へということですが、例えば、今現在、どのような団体や企業を想定されているのかと、あと、お試し住宅の管理について、指定管理者が行う可能性があるかと書かれてますが、もしトラブルとかがあったときには、どんなふ

うに対応されるのか。例えば、騒音問題とか、ごみ問題とか、交流がうまくいかな
いケースがあったときには、どのような感じで対応されるのかなと思いましたが、
その2点お願いします。

○議長（那須良策君） 那須地方創生推進課長補佐。

○地方創生推進課課長補佐（那須裕平君） お答えいたします。

第16条では、指定管理をすることができるというふうに書いておりますので、
現在のところ水上村村営で管理するというふうを考えております。指定管理のほう
はですね、現在のところ考えてはおりませんので、しっかり村のほうで管理してい
くように努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（那須良策君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第4号 水上村お試し住
宅条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第9 議案第5号 水上村下水道条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（那須良策君） 日程第9 議案第5号 水上村下水道条例の一部を改正する条
例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

信國建設課長。

○建設課長（信國俊輔君） 議案書14ページをお願いいたします。議案第5号 水上
村下水道条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

提案理由としましては、水上村下水道条例の一部を改正するにあたり、地方自治
法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要があるためございま
す。

15ページをお願いいたします。水上村下水道条例の一部を次のように改正するものでございます。

今回の改正につきましては、災害、その他の非常の場合において村が指定する排水設備工事業者の確保が困難な場合に限り、他の市町村の指定を受けた工事店について特例的に指定することができる内容の改正でございます。

別添、右肩番号②議案説明資料の11ページが新旧対照表でございます。第6条第1項の次に、ただし書きを加えるものでございます。

なお、期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上、説明を終わります。御審議方よろしく申し上げます。

○議長（那須良策君） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

3番、小川恵さん。

○3番（小川 恵君） はい、3番、小川です。

この6条第1項にただし書きを追加するものというふうになっておりますが、このタイミングでの何か条例のこの改正は何でかなってという疑問と。

あとこれを過去に実際に何か災害があった際に、この条例の規定がなかったことで何か迅速な対応ができなかったのかなというふうなちょっと疑問がありましたので、それをお願いします。

それと、あとこれを改定することで何か村民への影響や下水道事業への影響等は特にないのでしょうか。

○議長（那須良策君） 信國建設課長。

○建設課長（信國俊輔君） お答えいたします。

今回の改正につきましては、上位法の改正により改正を行うものでございます。

近年、頻繁に洪水等ございまして、こちらの際、指定業者では数が足りないということでの改正となっております。

なお、これまでの実績等はございません。現在のところどういった影響があるかというのは、村自体でそういった被害がございませんので、確認できないとこなんですけれども、速やかに災害復旧等対応ができるものと考えております。

以上でございます。

○議長（那須良策君） ほかにありませんか。

6番、荒嶽晋君。

○6番（荒嶽 晋君） はい、6番、荒嶽です。

現在のですね、水上村のその指定業者と近隣町村の指定業者、分かったら、被っていないのか確認と、分かるところは教えていただければと思います。

○議長（那須良策君） 信國建設課長。

○建設課長（信國俊輔君） お答えいたします。

現在、本村で指定する工事業者につきましては33社でございます。こちらは5年間の更新となっております。

他町村の状況につきましては、申し訳ございません、資料を持ち合わせておりませんので回答を控えさせていただきます。

○議長（那須良策君） 6番、荒嶽晋君。

○6番（荒嶽 晋君） はい。この上位法の改正というのも例を挙げると八潮市の下水道の崩落、下水の崩落による水道と下水の崩落、道路の下の陥没ですね、それが全国的に調査された結果、かなり数が多いというのが国のほうから発表されていたと思います。それに伴う事前の準備段階での話だと思っております。

そこでお伺したいのが水上村の下水なり通っている道路のそういう空間とか、陥没しているところとかは状況は確認はできているのでしょうか、

○議長（那須良策君） 信國建設課長。

○建設課長（信國俊輔君） お答えいたします。

他の自治体でよくございますが、空洞化による大きな災害等ございます。本村におきましては、幸い大きなこれまでの空洞化による事故等陥没はございません。調査を行うとすれば空洞化調査というものがございますので、そちらを全面的にやる必要があると思うんですけれども、そちらは多額な費用がかかること。それから、本村におきましては、下水道の管路布設につきましては、わりかし新しい施設でございますので、まだそこまでの調査の必要はないかなと感じております。

以上でございます。

○議長（那須良策君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第5号 水上村下水道条

例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

お諮りします。日程第10 議案第6号から日程第11 議案第7号まで関連がありますので、一括して上程したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

一括して上程します。

-----○-----

日程第10 議案第6号 工事請負契約の締結について（新無反野橋橋梁上部工工事）

日程第11 議案第7号 工事請負契約の締結について（村道岩野横断線道路改良工事）

○議長（那須良策君） 議案第6号 工事請負契約の締結について（新無反野橋橋梁上部工工事）、議案第7号 工事請負契約の締結について（村道岩野横断線道路改良工事）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

信國建設課長。

○建設課長（信國俊輔君） 議案書16ページをお願いいたします。議案第6号 工事請負契約の締結につきまして御説明申し上げます。

新無反野橋橋梁上部工工事のため、下記のとおり請負契約を締結するにつき議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としましては、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

契約内容につきましては、工事名、橋上第1号、新無反野橋橋梁上部工工事、契約の方法は、指名競争入札でございます。請負金額6,418万5,000円、消費税込みの金額でございます。契約の相手方、福岡県福岡市博多区綱場町1番1号、清本鉄工株式会社福岡支社、支社長上妻浩昭でございます。予算科目につきましては、一般会計8款2項2目道路新設改良費でございます。

令和2年度より県道五木湯前線の、う回路として整備しております村道石舟五本松線に架かる無反野橋につきまして、老朽化による損傷に加え、幅員が狭く、緊急車両等の通行に支障をきたしている状況のため、架け替え工事を行っております。今年3月までに橋台工事が完了し、今回、上部工工事につきまして契約の締結をお願いするものでございます。上部工につきましては、橋長22.1メートル、幅員4.7メートル、形式につきましては、鋼橋、メタル橋でございます。

なお、財源につきましては、国の社会資本整備総合交付金と辺地債にて事業を執

行するものでございます。

入札結果につきましては、右型番号②議案説明資料12ページをお願いいたします。令和7年9月5日午前10時30分に執行しました入札の結果でございます。

橋梁上部工工事につきましては、専門的かつ特殊な技術が必要となることから、橋梁専門の業者を指名しております。指名選考につきましては、熊本県内における鋼橋、メタル橋の実績を抽出し、水上村に指名願いの提出のある5社を選定しております。指名した結果、5社のうち3社につきましては、入札辞退届が提出されております。今回の入札にあたり、2件の応札がございましたが、1社につきましては、最低制限価格を下回ったため無効としております。

なお、工事につきましては、令和8年3月末の完了予定でございます。

続きまして、議案書17ページをお願いいたします。議案第7号 工事請負契約の締結につきまして御説明申し上げます。

村道岩野横断線道路改良工事のため、下記のとおり請負契約を締結するにつき議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としましては、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

契約内容につきましては、工事名、道改第2号、村道岩野横断線道路改良工事、契約の方法は指名競争入札でございます。請負金額7,315万円、消費税込みの金額でございます。契約の相手方、球磨郡水上村大字岩野74-2、株式会社武田建設、代表取締役椎葉保孝でございます。予算科目につきましては、一般会計8款2項2目道路新設改良費でございます。

工事内容につきましては、岩野覚井団地入り口から高瀬地区下田吉一宅の前までの延長220メートルについて、見通しが悪いため登下校時の児童生徒など歩行者の安全確保を図るため、視距改良のために拡幅工事を行うものでございます。

なお、財源につきましては、国の交通安全対策補助、通学路緊急対策と過疎債により事業を執行するものでございます。

入札の結果につきましては、右肩番号②議案説明資料13ページをお願いいたします。令和7年9月5日午前10時30分に執行しました入札の結果でございます。

なお、工事につきましては、令和8年3月末を完了予定です。

以上、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（那須良策君） 説明を終わります。

一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、荒嶽晋君。

○6番（荒嶽 晋君） 無反野橋の入札結果のほうで無効というのがあったので聞こうかなと思っていたんですが、課長のほうから説明があったので、恐らく入札価格を下回ったんだろうというところで私も予想はしておりましたがその通りでしたね。しかし、5万円で落札と無効というのがすごい計算能力だなと思って感心しています。これ質問なんですけど、契約の請負のときは税込みで表示、入札のときは消費税抜き、これなんでこういう形になっているんですか。多分慣例だろうとは思いますが、何でだろうかなと思ってですね。今までもずっと疑問に思ってたんですが。もし、この場で分からなければまた何かの機会に教えていただければありがたいと思っています。村長、御存じないですか。

○議長（那須良策君） 信國建設課長。

○建設課長（信國俊輔君） お答えいたします。

入札要綱の中に規定してある内容でございます。取扱いの中で消費税抜きの金額で記入するよう入札書のほうにはですね、書くように規定しているものでございます。

以上でございます。

○6番（荒嶽 晋君） はい、了解しました。

○議長（那須良策君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

これより、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第6号 工事請負契約の締結について（新無反野橋橋梁上部工工事）について討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論なしと認めます。討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第6号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第7号 工事請負契約の締結について（村道岩野横断線道路改良工事）について討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論なしと認めます。討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第7号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第12 発議第1号 水上村議会基本条例について

○議長（那須良策君） 日程第12 発議第1号 水上村議会基本条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

2番、杉野貴文君。

○2番（杉野貴文君） それでは、右型番号③議員提出議案をお願いいたします。1ページをお開きください。発議第1号 水上村議会基本条例について御説明いたします。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び水上村議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

提出の理由でございますが、村民の負託に的確に答え村民福祉の増進及び村政の発展に資するべく、水上村議会の志す基本理念及び基本方針を定め、本村議会の最高規範として水上村議会基本条例を制定するためでございます。

2ページ目からが制定文となります。

条例で定める内容につきましては、第1章、総則、第1条から第3条では、条例の目的、基本理念、基本方針について定めるものです。

第2章、議会及び議員の活動原則等、第4条及び第5条では、議会及び議員の活動原則について定めるものです。

第3章、村民と議会の関係、第6条から第8条では、村民参加の機会の充実、広聴広報の充実、議会報告会及び意見交換会の開催について定めるものです。

第4章、議会と行政の関係、第9条から第11条では、村長等との関係、政策等の形成過程の説明要求等、確認の機会の付与等について定めるものです。

第5章、議会運営、第12条から第14条では、議会定例会、議会運営、委員会運営について定めるものです。

第6章、議会の機能強化、第15条及び第16条では、議員研修及び議会事務局

の体制強化について定めるものです。

第7章、議員の政治倫理、身分及び待遇、第17条から第19条では、議員の政治倫理、議員定数、議員報酬について定めるものです。

第8章、最高規範性及び見直し等、第20条及び第21条では、この条例の最高規範性及び見直しについて定めるものです。全文と8章、21条の条文構成となります。

内容の詳細につきましては、これまで議会全員協議会で説明と協議を重ねていただきましたとおりでございますので割愛させていただきます。

この条例の施行期日は、公布の日からとするものでございます。

以上、水上村議会基本条例についての説明といたします。皆様方の御賛同方よろしくお願いいたします。

○議長（那須良策君） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、発議第1号 水上村議会基本条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

お諮りします。日程第13 議案第8号から日程第18 議案第13号まで関連がありますので、一括して上程したいと思いますが、異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

一括して上程します。

-----○-----

日程第13 議案第 8号 令和7年度水上村一般会計補正予算（第4号）

日程第14 議案第 9号 令和7年度水上村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）

日程第15 議案第10号 令和7年度水上村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）

日程第16 議案第11号 令和7年度水上村介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第17 議案第12号 令和7年度水上村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第18 議案第13号 令和7年度水上村簡易水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（那須良策君） 議案第8号 令和7年度水上村一般会計補正予算（第4号）、議案第9号 令和7年度水上村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）、議案第10号 令和7年度水上村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）、議案第11号 令和7年度水上村介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第12号 令和7年度水上村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第13号 令和7年度水上村簡易水道事業会計補正予算（第1号）。

提案理由の説明を求めます。

田代総務課長。

○総務課長（田代浩章君） 補正予算につきましては、この場から御説明をさせていただきます。

それでは、④補正予算書、3ページをお願いいたします。議案第8号 令和7年度水上村一般会計補正予算（第4号）につきまして御説明申し上げます。

令和7年度水上村一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正で、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億9,520万円とするものでございます。

また、第2条におきまして、既定の地方債補正を第2表、地方債補正のとおり行うものでございます。

次のページをお願いいたします。第1表でございます。歳入歳出予算補正ということで、歳入の補正につきましては、5ページにございます国庫支出金、県支出金、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入と村債でございます。

6ページ、7ページをお願いいたします。歳出でございますが、事業的な主な補正につきましては、総務費の総務管理費と地方創生推進費の補正、衛生費の保健衛生費の補正、農林水産業費の農業費、土木費の道路橋梁費、消防費の補正、教育費の、次のページ、上段にございます、学校給食費の補正、災害復旧費の単独災害復旧費と最後、公債費でございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。第2表の地方債の補正でございます。今回、中段の道路橋梁整備事業債、過疎対策事業債につきましては、村道コントリ

一パーク線交通安全対策事業430万円の増と、村道岩野横断線道路改良事業40万円の減、合わせまして390万円の補正をお願いするものでございます。

次の学校教育施設等整備事業債、過疎対策事業債につきましては、給食センター備品購入に係るもので、新規で820万円の補正をお願いするものでございます。

次の防災基盤整備事業債、緊急防災・減災事業債につきましては、岩野地区第一避難所でございます岩野公民館への非常用発電機設置工事に係る750万円の補正をお願いするものでございます。

今回、合計で1,960万円を追加し、9億1,820万円を限度額とするものでございます。

14ページ、15ページをお願いいたします。歳入の事項別明細書でございます。主なものといたしまして、上段の15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、定額減税補足給付金に係るシステム改修、こちら当初予算計上分でございますが、こちらと各種燃料高騰対策分として、合わせて272万3,000円の補正をお願いするものでございます。

次の子ども子育て支援事業補助金（後期高齢者医療分）につきましては、子ども子育て支援制度の円滑な施行に向けたシステム改修に係るもので20万209万円の補正をお願いするものでございます。

次に、下段になります18款寄附金、企業版ふるさと寄附金につきましては、7件分に係る1,310万円の補正をお願いするものでございます。

次に、一番下になります19款繰入金、ふるさと応援基金繰入金につきましては、シティプロモーション広告料に900万円と、水道浄水場等監視カメラ設置工事500万円に充当する財源として、合わせて1,400万円の補正をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。上段の1目特別会計繰入金につきましては、前年度の精算返納金として4つの特別会計の補正をお願いするものでございます。

次の20款繰越金につきましては、全体の財源調整を行ってございます。

次の21款諸収入、5項目雑入の県営岩野地区農業農村整備事業負担金返納金につきましては、県営岩野地区における令和4年度事業不用額に係る返納金として906万5,000円の補正をお願いするものでございます。

最後の22款村債につきましては、先ほど御説明申し上げましたとおり、土木債、消防債、教育債、合わせまして1,960万円の補正をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。歳出の事項別明細書でございます。今回、全般

的に業績評価に係る人件費の補正等を行ってございますが、説明につきましては、割愛をさせていただきます。

まず、最初の2款総務費、1項総務管理費、2目一般財産管理費につきましては、ふるさと応援基金積立金として、先ほど歳入でも御説明申し上げました企業版に係る7件分、1,310万円の補正をお願いするものでございます。

次の6目総合行政システム費につきましては、国民年金システム改修委託料16万2,000円と後期高齢者医療システム改修委託料209万円の補正をお願いするものでございます。

次の7目総合行政ネットワーク費につきましては、LGWANの回線利用料として9月から7か月分、54万1,000円の補正をお願いするものでございます。

次の9目地域公共交通対策費のくま川鉄道安定化補助金につきましては、事業損失分の補助金額が確定いたしましたので、当初予算からの不足分として本村負担分7万7,000円の補正をお願いするものでございます。

次の諸費につきましては、財源補正でございます。

次の中ほど、12目村政施行130周年記念事業費では、報償費として記念講演会の講師謝礼、こちらマネージャー分の旅費相当分も含めますけれども、こちらの講師謝礼、司会謝礼等合わせましてトータルで120万円の補正をお願いするものでございます。

次の委託料では、動画制作及びライブ配信業務委託料として30万円の補正をお願いするものでございます。30年前の100周年の際に埋設したタイムカプセルの開封時から当日までの動画作成、そして、当日のライブ配信を予定してございます。

次の2項企画費につきましては、人件費の補正でございます。

次の6項統計調査費、2目指定統計費につきましては、本年10月1日をもって調査される国勢調査に伴うもので、県からの統計調査費委託金が確定いたしましたことから、次のページの上段にかけまして、調査に伴う関係経費として41万9,000円の補正をお願いするものでございます。

以上で、総務課からの説明を終わります。

○議長（那須良策君） 那須地方創生推進課長補佐。

○地方創生推進課課長補佐（那須裕平君） 続きまして、8項1目地方創生推進事業費でございます。人件費につきましては割愛いたしまして、11節役務費につきましては、これまでの活動により構築した外部との繋がりの中で、水上村の認知度向上、関係交流人口の創出のために有効な媒体の選択肢が広がり、それを活用して全国に向けた水上のPR及び強化させるためにシティプロモーション広告の増額補正をお

願いするものでございます。

続きまして、ふるさと寄附金事業費、企業版ふるさと納税支援業務委託料につきましては、受託者が企業に対して水上村の事業を紹介し、マッチングが成立して寄附に繋がった場合には、その寄附額の10%に消費税を加算した額を委託料として支払うこととしておりますので、12節委託料につきまして、その額の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、水上村経済回復活性化事業費、物価高騰対策応援生活者支援交付金につきましては、エネルギー等の物価高騰の影響を受けたLPガス使用者世帯、家庭向け契約者世帯に対し、熊本県LPガス協会が2,000円の現金を給付し、生活支援を行うものでございます。現金給付された額及び給付事務手数料を合わせたところで、県補助2分の1を受けながら給付元の熊本県LPガス協会に対して交付いたします増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、移住・定住推進事業費、11節役務費につきまして、議案第4条でお諮りしております水上村お試し住宅におけるインターネット初期開通費の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、2目スポーツ推進事業費、人件費は割愛いたしまして、地域おこし協力隊事業費におきまして、会計年度任用職員、地域おこし協力隊に係ります雇用保険料額が確定したことに伴う増額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（那須良策君） 西本保健福祉課長。

○保健福祉課長（西本克幸君） 続きまして、3款1項1目社会福祉費、人件費は割愛いたします。

7節報償費でございますが、民生委員活動報償費といたしまして、11月末で退任されます委員の方への記念品代といたしまして8万4,000円の補正をお願いいたします。

24節繰出金につきましては、低所得者保険料軽減に伴います介護保険特別会計への繰出金といたしまして21万2,000円の補正をお願いいたします。

3目老人福祉費、22節償還金利子及び割引料につきましては、介護保険低所得者対策事業の実績に伴います県補助金前年度精算返納金といたしまして3万円の補正をお願いいたします。

以上です。

○議長（那須良策君） 信國建設課長。

○建設課長（信國俊輔君） 4款1項1目保健衛生総務費、27節繰出金でございます。公営企業会計の補正予算に伴います500万円の増額補正をお願いするものでござ

います。補正予算の内容につきましては、後もって簡易水道事業会計の補正予算にて説明いたします。

以上でございます。

○議長（那須良策君） 田代産業振興課長。

○産業振興課長（田代浩幸君） 続きまして、6款1項2目農業総務費です。これにつきましては、人件費の補正です。3目の農業振興費につきましては、燃料高騰対策におきます財源補正となっております。

5目の農業基盤整備費ですが、めくっていただきまして、県営土地改良事業受益者分担金返納金でございます。これにつきましては、岩野地区の県営事業でございまして、令和4年度の事故繰越事業の精算となります。令和6年度末まで岩野里坊地区で実施の事業費が確定いたしましたので、水上村負担分10%と、受益者負担分の7.5%、合計906万5,139円を17ページの雑入で受け入れまして、受益者分388万5,060円を受益者に返納するものでございます。

その下の2項2目林業振興費は、熊本間伐材安定供給対策事業補助金でございまして、間伐の搬出経費1立方メートル当たり3,400円を補助する県の単独事業でございます。現地調査の結果、当初計画よりも230立方メートル増える見込みのため、78万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

○議長（那須良策君） 那須地方創生推進課長補佐。

○地方創生推進課課長補佐（那須裕平君） 続きまして、6款1項4目水上ツーリズム推進事業費、石倉管理費でございますが、10節需用費につきましては、非常警報用バッテリー誘導灯ランプ取替え修繕における増額補正をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（那須良策君） 信國建設課長。

○建設課長（信國俊輔君） 続きまして、8款1項1目土木総務費でございます。こちらは人件費の補正となります。

続きまして、8款2項1目道路維持費でございます。交通安全対策事業、通学路緊急対策事業につきましては、今年度、村道岩野横断線道路改良工事を行いますが、工法等見直しによる事業費の減額により、国の交付決定事業費の執行が困難となったため、熊本県と協議を行いまして、村道カントリーパーク線交通安全対策工事について、事業を前倒しして執行するため、工事請負費700万円の補正をお願いするものでございます。

事業内容は、村道カントリーパーク線と県道五木湯前線の交差点において、事故防止の注意喚起のため、交差点前後に電光掲示板2基の設置を行うものでござい

す。

続きまして、8款2項2目道路新設改良費でございます。14節工事請負費につきましては、先ほど道路維持費において説明いたしました村道岩野横断線について、工法の見直しにより、事業費が減額になったため、工事費200万円の減額補正をお願いするものでございます。

また、21節補償補填及び賠償金につきましては、電柱移転などの関係者と協議の結果、安価で移転契約ができたため、150万円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、8款4項2目一般住宅費でございます。住宅を退居された1名の方につきましては、退去者が行う口座引き落とし廃止の手続きが遅れたことにより、二重納付となり、令和6年度内での使用料の還付が間に合わなかったことから、退去者1名、1月分の使用料について、歳出還付の補正予算8,000円をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（那須良策君） 田代総務課長。

○総務課長（田代浩章君） 続きまして、9款消防費、3目災害対策費につきましては、岩野地区の第一避難所でございます岩野公民館に非常用発電機設置工事として750万円の補正をお願いするものでございます。発電機及び燃料庫につきましては、一般財団法人移動無線センターが鹿児島北中継局として始良市加治木町に設置してございました業務用無線システム設備が開局見送りとなったため、未使用の非常用発電機、燃料庫、フェンス等の付帯設備が撤去並びに廃棄処分されることになりまして、関係業者より本村に非常用発電設備等の譲受について打診があったところでございます。それを受けまして、今回、岩野公民館への現地からの輸送費用を含んだ発電機、燃料庫、フェンスに係る設置工事費用として補正をお願いするものでございます。

設置場所につきましては、岩野公民館北側、喫煙所があるスペース、こちらに設置を予定してございます。

財源につきましては、緊急防災減災事業債、こちらを100%充当予定でございます。

以上です。

○議長（那須良策君） 幸野教育課長。

○教育課長（幸野一樹君） 開けていただきまして、10款教育費でございます。職員人件費につきましては割愛させていただきまして、2項義務教育学校費、1目の学校管理費の修繕料でございます。この修繕料につきましては、水上学園の遊具等の

定期点検の結果、安全基準を満たすための修繕が必要となったものや、施設の経年劣化によります破損部分の修繕が必要となりまして、当初予算では不足することとなりましたので、今回、補正をお願いするものでございます。主な修繕の内容につきましては、国旗ポールの操作ロープの取替えと、それから、渡り廊下及び中庭側のデッキ、手すり等の補修、それから、体育館ドアハンドルの修繕、その他緊急の修繕に対応できるようにするための予算を合わせまして127万1,000円の補正をお願いするものでございます。

続きまして、4項保健体育費、1目保健体育総務費の水上元気クラブ補助金につきましても、こちら水上学園の運動部活動を地域展開、いわゆる社会体育に移行とすることにつきまして、一昨年令和5年度から検討委員会が重ねられまして、児童生徒や保護者、教職員等へのアンケート調査を行い、その結果、今年度、令和7年度からまずは休日の部活動について社会体育へ移行するという事となっております。中体連終了後から順次進めてまいっているところでございます。今回の補正につきましては、休日の部活動を社会体育へ移行した後、その指導者の謝金につきまして、10月1日以降、活動の受け皿となります水上元気クラブから支払うことといたしまして、4つの部活、今活動しておりますけれども、そちらの指導者に半日の場合、1人3,000円、1日の場合6,000円として10月から来年3月までの6か月分、105万8,000円の補正をお願いするものでございます。

続きまして、5項学校給食費、2目給食費の17節備品購入費でございますけれども、こちら給食センターに設置しております食器・食管の洗浄機が設置が24年が経過しておりまして、経年劣化によりまして水漏れを起こしておりまして、その水漏れによりましてガスの不完全燃焼を引き起こすような状態になっていることが判明いたしましたので、現在のところ、特殊シリコンで水漏れを抑える応急処置を行っておりますけれども、それでも完全に修理するということが不可能ということでございますので、安全確保の面からも早急な機器の更新をお願いしたいということで、今回、あらたに購入設置することといたしまして、備品購入費821万3,000円の補正をお願いするものでございます。

こちら財源といたしましては、先ほど総務課長から歳入のほうでも説明がございましたとおり、学校教育施設整備事業債、過疎債を充てることといたしております。以上です。

○議長（那須良策君） 信國建設課長。

○建設課長（信國俊輔君） 続きまして、11款3項1目7年災単独災害復旧費でございます。令和2年災及び令和6年災について、本年度までに工事完了により、通行が可能となる村道片地横才線、上千ヶ平線、日平線、馬場美尾谷線における崩土除

去、舗装補修等の修繕料と今年度の雨により被災した村道広瀬仁田尾線、村道岩野白蔵線、美尾谷線の舗装補修等の修繕料について700万円の補正予算をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（那須良策君） 田代総務課長。

○総務課長（田代浩章君） 最後になります12款公債費、1目元金につきましては、県営岩野地区農業農村整備事業の負担金返納に伴いまして、本村の負担分に充当してございます過疎債の繰上償還に伴う元金償還金として869万1,000円の補正をお願いするものでございます。こちらは、昨年度、令和6年度同事業での不用額に伴い、償還予定額が351万円ということから、500万円以下で返還免除となっていたものでございます。今回、令和7年度事業の精算による償還分が518万79円となりまして、合わせますと869万79円となりまして、返還免除額の500万円を超えることから2過年度分合わせた元金償還金として869万1,000円の補正をお願いするものでございます。

2目の利子の繰上償還につきましては、先ほどの負担金に伴う繰上利子償還分として40万9,000円の補正をお願いするものでございます。

以上で一般会計の説明を終わります。

○議長（那須良策君） 西本保健福祉課長。

○保健福祉課長（西本克幸君） 続きまして、31ページのほうをお願いしたいと思います。保健福祉課関係の4つの特別会計について説明いたします。

議案第9号 令和7年度水上村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）について説明いたします。

令和7年度水上村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正としまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ590万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,384万4,000円とするものでございます。

40ページ、41ページをお願いいたします。歳出のほうから説明いたします。

1款総務費、1項1目12節の委託料でございますが、国民健康保険制度における保険料システムに子ども子育て支援分の項目追加を行うためのシステム改修委託料といたしまして440万円の補正をお願いします。

27節の繰出金につきましては、令和6年度決算確定に伴います一般会計への繰出金といたしまして150万5,000円の補正をお願いいたします。

なお、38、39ページの歳入にありますとおり、システム改修につきましては、

全額国庫補助金でございまして、繰出金につきましては、繰越金を同額予算計上しております。

以上で議案第9号 令和7年度水上村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）についての説明を終わります。

43ページをお願いいたします。議案第10号 令和7年度水上村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）について説明いたします。

令和7年度水上村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,023万3,000円とするものでございます。

52ページ、53ページをお願いいたします。歳出のほうを説明いたします。

1款総務費、1項1目27節繰出金につきましては、令和6年度決算確定に伴いまして一般会計への繰出金といたしまして33万3,000円の補正をお願いいたします。

なお、歳入につきましては、50ページ、51ページにありますとおり、繰越金を同額予算計上しております。

以上で、議案第10号 令和7年度水上村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）の説明を終わります。

続きまして、55ページをお願いいたします。議案第11号 令和7年度水上村介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

令和7年度水上村介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ522万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,742万5,000円とするものでございます。

62ページ、63ページをお願いいたします。歳入のほうから説明いたします。過年度分給付費負担金につきましては、要介護認定者の介護サービス費用について国や県が過年度分精算後に交付される負担金でありまして、国・県から歳入予算をそれぞれ予算計上しております。過年度分地域支援介護予防日常生活支援総合事業交付金につきましては、介護予防や高齢者生活支援事業について国や県が過年度分精算後に交付される交付金でありまして、国・県から歳入予算を計上しております。

下から2段目の過年度分低所得者保険料軽減繰入金につきましては、低所得者世帯の介護保険料軽減分につきまして一般会計からの繰入金として歳入予算を計上し

ております。繰越金につきましては、歳出予算の調整でございます。

64ページ、65ページをお願いします。歳出となります。4款1項2目22節償還金利子及び割引料でございますが、介護給付費の前年度の精算に伴います支払い基金への返納金184万7,000円の補正をお願いいたします。地域支援事業費につきましては、介護予防などの前年度精算に伴う返納金といたしまして、支払い基金に29万円、国庫負担金として27万4,000円、県負担金として13万7,000円の補正をお願いいたします。

2項1目27節の繰出金につきましては、令和6年度決算に伴い繰越額が確定いたしましたので一般会計への繰出金といたしまして267万7,000円の補正をお願いします。

以上で、議案第11号 令和7年度水上村介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

続きまして、67ページをお願いいたします。議案第12号 令和7年度水上村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

令和7年度水上村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,712万4,000円とするものでございます。

76ページ、77ページをお願いいたします。歳出でございます。1款1項1目27節繰出金でございますが、令和6年度決算に伴い、繰越額が確定いたしましたので、一般会計への繰出金42万4,000円の補正をお願いいたします。

歳入につきましては、74、75ページにありますとおり、繰越金を同額予算計上しております。

以上で、議案第12号 令和7年度水上村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

以上でございます。

○議長（那須良策君） 信國建設課長。

○建設課長（信國俊輔君） 続きまして、右肩番号④-1、令和7年度水上村公営企業会計補正予算書をお願いいたします。4ページをお願いいたします。議案第13号 令和7年度水上村簡易水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

第1条、令和7年度水上村簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、収益的支出の補正につきましては、第3条に定めた支出の予定額を、1

款1項営業費用に30万5,000円を追加し、補正後の簡易水道事業費用の予算額を7,296万4,000円とするものでございます。

第3条、資本的収入及び支出の補正につきましては、第4条に定めた収入の予定額を1款2項他会計出資金に500万円を追加し、補正後の簡易水道事業資本的収入の予算額を8,200万円とするものでございます。

次に、第4条に定めた支出の予定額を1款3項建設改良費に500万円を追加し、補正後の簡易水道事業資本的支出の予算額を9,944万6,000円とするものでございます。

第4条では、議会の議決を経なければ流用できない経費を職員給与費675万7,000円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、14ページ、補正予算書（第1号）収支明細にて御説明いたします。

収益的支出でございます。1款1項1目15節通信運搬費につきましては、後ほど資本的支出において説明いたしますが、ネットワークカメラ設置に関連します経費で、ブロードバンド回線開設費及び回線利用料として20万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

同項4目2節手当につきましては、大雨における夜間、休日の対応回数が想定より多かったため、水道手の時間外手当として10万円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、資本的収入でございます。1款2項1目1節他会計出資金につきましては、一般会計からの繰入金500万円の補正をお願いするものでございます。

資本的支出でございます。1款1項1目27節工事請負費につきましては、岩野地区浄水場及び湯山地区浄水場各1か所と、湯山地区の取水口である祓川、合計3か所へネットワークカメラ設置のため500万円の増額補正をお願いするものでございます。

事業内容につきましては、昨今の集中豪雨により河川の増水や濁り、落ち葉、土砂の混入による入水機能の低下など不具合により職員が夜間、休日とわず出動し、対応している状況でございます。これまで大雨後に毎回職員が出動し、対応しておりましたが、今回、カメラを設置することにより、河川の濁りや増水の状況や浄水場への入水の濁り具合など、職員のスマートフォンから確認できるようになります。今後、スマートフォンによる遠隔での確認により、必要に応じて出動するなど職員の出動回数の低減と、現場に向かう際の職員の安全性の確保のため補正予算をお願いするものでございます。

以上、公営企業会計補正予算の説明を終わります。

○議長（那須良策君） 説明を終わります。

一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、荒嶽晋君。

○6番（荒嶽 晋君） はい、補正予算書21ページ、地方創生課のシティプロモーション広告料、以前も全協のときに説明があったかとは思ったんですが、もう1回どういった展開をするのか教えてください。

○議長（那須良策君） 那須地方創生推進課長補佐。

○地方創生推進課課長補佐（那須裕平君） はい、お答えします。

シティプロモーション広告料につきましては、水上村の知名度向上、関係人口の創出のために有効な媒体の選択肢が広がり、それを活用して全国に向けた水上のPRを強化する予算としております。基本的にはですね、CMでしたり、ふるさと納税のPRだったり、そういったところにメインに使わせていただいておりますが、今回、9月でポイントの廃止になるというところで、さらに9月から年末にかけての強化っていうところで考えております。今回、この企業版ふるさと納税の900万円いただいたところがですね、青山学院さんのネックレスを協賛していただいているコラントッテさんというところが900万円、企業版いただきまして、そのときにしっかり水上村のPRをできるように広告1つ買ってくださいますということでお伝えいただきましたので、今回はふるさと納税のPRと今度11月の後半にマーチ対抗戦という青山学院だったり、明治とか立教大学さんとかがつく大会がございまして、そこがアベマTVが生放送します。そこで水上村のちょっとCMを作りまして、そこで、水上村のCMをずっと打ってもらうような予算としても使おうというふうに計画しておりますので、そういったところでしっかり全国に発信できればなというふうに考えて使用したいと思います。

以上です。

○議長（那須良策君） 6番、荒嶽晋君。

○6番（荒嶽 晋君） 新たにふるさと納税の強化というのが第一目的かと思いますが、それに付随した形で、また水上村を知っていただいて、観光客なり、関係人口の増加なり図っていければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

もう1点、25ページ、先ほど課長のほうから村道カントリーパーク線ですね、あそこに表示を2か所つけますとあったんですが、もうついてますよね。

○議長（那須良策君） 信國建設課長。

○建設課長（信國俊輔君） はい。議員の言われました電光掲示板につきましては、カントリーパーク線と国道388号の交差点かと思ひます。今回設置予定しているのは川内に行く交差点、五木湯前線の交点となります。あちらで過去、衝突事故等ケ

ースがあっておりますので、あちらにも同様に電光掲示板2基、水上村側と多良木町から来る方向に付けたいと考えております。

以上でございます。

○議長（那須良策君） 6番、荒嶽晋君。

○6番（荒嶽 晋君） はい、失礼しました。あそこも言われたように結構事故が起きている箇所でもありますし、大石酒造場のほうから川内のほうに行くときもなかなか左側のほうが見通し悪くて、危ないので、本当徐行しながら進入していく形になっていたの、それをですね、有効に事故がないようにできたらいいなと思いますので、よろしく願いしときます。

以上です。

○議長（那須良策君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

これより議案ごとに討論・採決を行います。

議案第8号 令和7年度水上村一般会計補正予算（第4号）について討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論なしと認めます。討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第8号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第9号 令和7年度水上村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）について討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論なしと認めます。討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第9号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第10号 令和7年度水上村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 討論なしと認めます。討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第10号は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第11号 令和7年度水上村介護保険特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 討論なしと認めます。討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第11号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第12号 令和7年度水上村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 討論なしと認めます。討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第12号は、原案のとおり

り可決することに決定いたしました。

議案第13号 令和7年度水上村簡易水道事業会計補正予算（第1号）について
討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論なしと認めます。討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第13号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩します。再開を午後2時50分といたします。

-----○-----

休憩 午後2時28分

再開 午後2時50分

-----○-----

○議長（那須良策君） 休憩中の会議を再開します。

-----○-----

日程第19 報告第1号 令和6年度水上村財政健全化判断比率及び資金不足比率の 報告について

○議長（那須良策君） 日程第19 報告第1号 令和6年度水上村財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

説明を求めます。

田代総務課長。

○総務課長（田代浩章君） それでは、議案書18ページ、お願いいたします。

報告第1号 令和6年度水上村財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、令和6年度水上村財政健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものでございます。

まず、実質赤字比率につきましては、一般会計の実質収支がプラス収支であることから、比率に計算いたしますとマイナス31.37%となるため、0%以下についてはハイフン表示となっております。

次の連結実質赤字比率につきましては、4つの特別会計、これに4つの公営企業会計を含めた実質収支がプラス収支であることから、比率がマイナス34.13%となるため、0%以下については同様にハイフン表記となっております。

次に、実質公債費率、こちらは3年間の平均でございますが、こちらにつきましては、令和6年度は12.1%、前年度が11.7%でございましたので、前年度と比較すると0.4ポイントほど上回っております。これを単年度で比較しますと、令和6年度は12.6%、令和5年度は13.2%と0.6ポイントほど減少しております。これは算出の課程で分母を構成する標準税収入額が1,263万8,000円、普通交付税が4,462万4,000円増加したことなどにより減少したものでございます。しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、実質公債費率につきましては、3年間の平均となりますことから令和5年度においては3年度、4年度、5年度の平均、令和6年度においては4年度、5年度、6年度の平均となりまして、重複していない令和3年度の比率、11.3%と令和6年度の12.6%を比較した場合、令和6年度のほうが1.3ポイント高いことから、結果的に3年間の平均を算出した場合、令和5年度から0.4ポイントほど上昇したものでございます。

次の将来負担比率につきましては、こちらは一般会計に4つの特別会計、公営企業会計、一部事務組合、広域連合、第三セクター等も含んだ将来本村が負担すべき額に対しまして、そちらに充当いたします財源、基金や交付税の基準財政需要額参入見込額でございますけれども、基金などの充当する財源のほうが将来負担額を大きく上回った状況で、令和6年度においては比率がマイナス230.0%となるため、0%以下についてはハイフン表記となっております。

引き続き、充当可能財源が将来負担額を上回った状況で安定いたしているところでございます。

最後に、資金不足比率でございますけれども、簡易水道事業会計、下水道事業会計とも資金の不足額がないことからゼロとなり、表記はハイフンという形でございます。

以上で報告を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（那須良策君） 説明を終わります。

本日は、九万田代表監査委員から欠席届が提出されております。したがって、成尾和英監査委員に令和6年度財政健全化判断比率審査及び資金不足比率審査の報告を求めます。

○1番（成尾和英君） それでは、本日、九万田代表監査委員が出席できませんので、財政健全化判断比率の審査に関しての文書をお預かりしておりますので、代読させていただきます。

それでは、8月4日に審査を実施いたしました令和6年度財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査報告を申し上げます。

まず、令和6年度財政健全化比率の4指標について申し上げます。

この財政健全化比率審査は、村長から提出されました健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施をいたしました。

資料は右肩番号⑤番の1ページからとなります。

最初に、実質赤字比率について申し上げます。この比率は地方公共団体の最も重要な会計である一般会計等に生じている赤字の大きさを地方公共団体の財政規模に対する割合を表したもので、算出の仕方は一般会計等の実質赤字額を標準財政規模で割って算出いたします。この令和6年度の一般会計の実質収支は6億4,243万2,000円の黒字となっています。これを標準財政規模の20億4,779万6,000円で割りますと、実質収支がプラス収支であり31.37%という数値になります。赤字のときに数値を記載することになっておりますので、数値の記載はございません。

次に、地方公共団体の全会計に生じている赤字の大きさを財政規模に対する割合で表した連結実質赤字比率でございます。これは連結実質赤字額を標準財政規模で割って数値を算出いたします。各会計歳入歳出決算審査意見書の7ページから12ページに記載しております。4つの特別会計の実質収支が全て黒字となっております。また、公営企業会計決算審査意見書の4ページ及び8ページに記載しています。2つの公営企業会計においても剰余金が生じており全て黒字となっております。特別会計の実質収支の黒字総額4,339万3,000円、公営企業会計の剰余金総額1,692万3,000円、一般会計の実質収支6億4,243万2,000円を合計しました7億274万8,000円を標準財政規模で割りますと34.31%という数値になります。これについても赤字比率の数値を表示することになっておりますので、数値の表示がないということになります。

次に、実質公債費比率の3か年平均値でございますが、昨年度に対して0.4%上昇し、12.1%になっています。昨年度と比較すると指標の算定における分母を構成する標準税収入額が1,263万8,000円、普通交付税が4,462万4,000円増加したことなどにより、分母が5,361万4,000円の増加となり、また、分子を構成する元利償還金が477万7,000円増加したことなどにより、分子も141万円の増加となりました。分母、分子ともに増加したことになりましたが、分母の増加率を分子の増加率が下回ったことで、令和6年度の単年度実質公債費率は12.6%と前年度13.1%から0.5%減少いたしました。実質公債費

率は3か年平均で求めるため、当年度は12.1%になっております。地方債の元金償還については、実施される起債対象事業の規模に左右されると思われませんが、今後も実質公債費比率を意識しながら事業計画の策定等に取り組んでいただければと思います。

次に、将来負担比率でございますが、将来負担額42億600万円から充當可能財源81億688万4,000円を引いた額を、標準財政規模20億4,779万6,000円から算入公債費等の額3億5,115万5,000円を引いた額で割りますと、将来負担比率の数値はマイナス230.2%となり数値の表示がないということになります。

以上のとおり、本年度の指標としては特段問題となるところはなく、早期健全化基準をいずれもクリアをして健全であるということが言えます。

以上、財政健全化判断比率の審査意見の報告といたします。

続きまして、令和6年度資金不足比率について申し上げます。

この資金不足比率についても、村長から提出されました資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

資料は右肩番号⑥となります。

最初に、資金不足比率について説明申し上げます。資金不足比率とは、公営企業会計ごとの資金の不足額の度合いを表す指標であり、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。この比率が高くなるほど企業は事業規模に比して累積された資金不足が発生し、その解消が困難となってくるため、公営企業として経営状況に問題があることとなります。

具体的な計算方法でございますが、流動負債と地方債残高の合計から流動資産を差引き、その額がプラスであれば資金不足額がマイナスであれば剰余金が生じていることとなります。資金不足が生じている場合には、その額を事業規模で割り資金不足比率を算出します。なお、資金不足が生じていない場合は、この比率は算出されず経営は良好と言えます。

まず、簡易水道事業でございますが、流動負債3,992万3,000円、地方債残高573万7,000円、流動資産5,674万5,000円でございますので、1,108万5,000円の剰余金が生じており、資金不足額が発生していないため、資金不足比率の算出はされていません。

次に、下水道事業会計でございますが、流動負債は8,579万円と地方債残高マイナス2,713万1,000円、流動資産6,449万7,000円でございます

ので、593万8,000円の余剰金が生じており、資金不足が発生していないため、資金不足比率は算出されていません。

以上のとおり、本年度の指標としては特段問題となるところはなく、経営は健全であるということが言えます。

以上、資金不足比率の審査意見の報告といたします。

○議長（那須良策君） 成尾監査委員の報告を終わります。

お諮りします。日程第20 議案第14号から日程第26 議案第20号まで関連がありますので、一括して上程したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

一括して上程します。

-----○-----

日程第20 議案第14号 令和6年度水上村一般会計歳入歳出決算認定について

日程第21 議案第15号 令和6年度水上村国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について

日程第22 議案第16号 令和6年度水上村国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算認定について

日程第23 議案第17号 令和6年度水上村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第24 議案第18号 令和6年度水上村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第25 議案第19号 令和6年度水上村簡易水道事業会計決算認定について

日程第26 議案第20号 令和6年度水上村下水道事業会計決算認定について

○議長（那須良策君） 議案第14号 令和6年度水上村一般会計歳入歳出決算認定について、議案第15号 令和6年度水上村国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について、議案第16号 令和6年度水上村国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算認定について、議案第17号 令和6年度水上村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第18号 令和6年度水上村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第19号 令和6年度水上村簡易水道事業会計決算認定について、議案第20号 令和6年度水上村下水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

堤田会計管理者から総括した説明を求めます。

堤田会計管理者。

○会計管理者（堤田江美子君） それでは、令和6年度水上村一般会計歳入歳出決算及

び4つの特別会計の歳入歳出決算の認定につきまして御説明いたします。

また、今回、初めての決算となります2つの地方公営企業会計の決算認定につきましても総括して御説明申し上げます。

はじめに、右肩番号①、議案書19ページをお願いいたします。議案第14号令和6年度水上村一般会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度水上村一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

20ページをお願いいたします、議案第15号 令和6年度水上村国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定についてから議案書23ページの議案第18号 令和6年度水上村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの4つの特別会計も一般会計と同様、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

資料につきましては、別添で右肩番号⑨令和6年度各会計決算書、右肩番号⑩令和6年度決算附表及び決算附属資料、右肩番号⑪令和6年度主要施策の成果説明資料となっております。

また、監査委員の意見につきましては、別添右肩番号⑦の令和6年度水上村各会計歳入歳出決算審査意見書として提出をしております。

それでは、まず右肩番号⑨の令和6年度各会計決算書を御覧ください。

はじめに、一般会計について御説明申し上げます。

まず4ページから7ページまでが歳入の決算書となっております。6ページ、7ページの一番下段になりますが、歳入の合計の予算現額は55億7,349万3,888円、調定額52億1,952万4,733円に対しまして、収入済額52億1,442万5,394円、収入未済額は509万9,339円となっております。

次の8ページから11ページまでは歳出の決算書となっております。

10ページ、11ページをお願いいたします。歳出合計の欄で予算現額は歳入予算と同額になり55億7,349万3,888円に対しまして、支出済額が45億3,899万5,409円、翌年度繰越額が6億3,373万8,770円、不用額が4億75万9,709円となっております。

11ページの下段に歳入歳出の総額、歳入歳出差引残額がございしますが、令和6年度一般会計の歳入歳出差引残額は6億7,542万9,985円となっております。

次の13ページの水上村国民健康保険特別会計（事業勘定）から35ページの水上村後期高齢者特別会計までの4つの特別会計の歳入歳出決算書となっております。一般会計と同様にお示しいたしておりますので御確認をお願いいたします。

次に、右肩番号⑩の令和6年度決算附表及び決算附属資料をお願いいたします。

決算の総括について御説明いたします。

まず3ページの会計別決算総括表で一般会計と4つの特別会計の歳入歳出の予算現額と決算額、それから、予算現額に対します決算額比較増減額、予算現額に対する決算額の比率をお示ししております。一般会計につきましては、先ほど申し上げたとおりでございますが、その下にはそれぞれの特別会計ごとに決算額をお示しております。一般会計と4つの特別会計を集計しました総合計が一番下でございますが、歳入と歳出の予算現額63億6,356万8,888円に対しまして、歳入決算額59億8,913万8,273円、歳出決算額52億7,031万5,372円、歳入歳出差引残額が7億1,882万2,901円でございます。

次の4ページからは各会計の実質収支に関する調書となっております。一般会計の歳入歳出の総額、差引額につきましては、翌年度へ繰り越すべき財源として繰越明許費繰越額が3,034万7,000円、事故繰越繰越額が265万1,370円でございますので、実質収支額は歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源の計3,299万8,370円を除きました6億4,243万1,615円となっております。

また、4ページ下段から6ページの上段までが特別会計ごとの実質収支に関する調書となっております。

6ページ下段に一般会計と特別会計の合計額がございしますが、歳入歳出差引額7億1,882万2,901円から翌年度へ繰り越すべき財源の額3,299万8,370円を差引きました実質収支額は6億8,582万4,531円となっております。

次のページ、7ページをお願いいたします。財産に関する調書になりますが、行政財産と普通財産に分けて計算しております。上段の行政財産になりますが、土地欄の公共用財産中、一番下の段になりますが、その他の施設で土地1万4,564.9平米の増となっております。これは村道石舟五本松線道路改良に伴います用地及び400メートルトラック整備に伴う用地、並びに、産業推進施設用地を購入した合計となっております。

また、建物欄の非木造箇所その他の施設におきまして、996.9平米の増となっておりますが、こちらも産業推進施設購入によるものでございます。

次に、下段の普通財産でございしますが、土地欄の山林箇所1,738平米の増は山林寄附によるものとなっております。建物欄では、公共用財産中一番下の段ですが、その他の施設で木造20平米の減がございしますが、これは高城公園ログハウス売却によるものでございます。

8ページをお願いいたします。上段(2)山林の状況でございます。面積中1,738平米の増は、先ほど説明しましたとおり、山林寄附による増となっております。

す。

また、立木の推定蓄積量で5,884立米の減となっておりますが、内容は誤伐、損傷に伴うもの、また分収林処分、村有林の主伐、間伐事業に伴う合計となっております。

(3)の動産から次の9ページ、(7)出資による権利についての増減はございません。

9ページ下段の2、物品の自動車につきましては、旧給食車を売払いをしており、1台の減となっております。なお、この表には、リース車両は含んでおりません。

その下、3の債権につきましては、一般奨学金貸付基金と家畜導入事業貸付金の状況をお示しいたしております。家畜導入事業につきましては、令和6年度で終了しております。

次に、10ページでございます。現在、保有しております基金の前年度末現在高と年度中増減額、決算年度末時点での現在高を参考として記載しております。

令和6年度末の基金の現在高につきましては、決算年度末現在高を御覧ください。一番下の合計欄にありますとおり、52億3,049万1,505円となっております。その運用につきましては、右側の預金内訳のとおり、奨学金関係の2つの基金と定期預金の債権により一括運用で行っております。債権につきましては、国債及び地方公共団体金融機構債となっております。

基金の歳入につきましては、左から3列目の基金利子が合計で1,488万7,526円、基金積立は減災基金1億円、こども育成支援基金1億円、ふるさと応援基金2億6,694万300円、森林環境譲与税基金6,925万7,000円、地域振興支援事業基金1,085万9,000円を積み立てております。また、奨学金につきましては、返還額を歳入としております。

基金の歳出につきましては、ふるさと創生事業基金のほか、8つの基金の取崩しを行いまして、それぞれの目的のための財源として充当しております。奨学金につきましては、貸付を行った分となっております。

次の11ページ、12ページには、令和5年度と6年度の款別決算額比較表となっております。資料最後の13ページには、令和6年度歳入歳出状況を円グラフにお示しておりますので参考にさせていただきたいと思っております。

続きまして、2つの公益企業会計、水上村簡易水道事業会計及び水上村下水道事業会計の決算認定について御説明いたします。

右肩①議案書、24ページをお願いいたします。議案第19号 令和6年度水上村簡易水道事業会計決算認定について及び25ページの議案第20号 令和6年度水上村下水道事業会計の決算認定につきまして、地方公営企業法第30条第4項の

規定により、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

この2つの会計につきましては、令和6年度より特別会計から公営企業会計に移行しており、今回、初めて決算を御審議いただくこととなりますが、企業会計方式により行うもので、多くの特色がございますので要点を御説明させていただきます。

右肩⑨-1、公益企業会計水上村簡易水道事業会計決算書3ページをお願いいたします。まず、企業会計の決算書の構成でございます。一般会計などの歳入歳出決算書にあたるものが1の決算報告書、そして、次の2、損益計算書から3の剰余金計算書、4の貸借対照表、5の剰余金処分計算書が決算書としてのくくりとなっております。6の事業報告書、7の(1)収益明細書から(6)固定資産明細書までが附属書類となっております、これは下水道事業会計についても同様の構成となっております。

また、公営企業の予算は、日々の事業に必要な経費、料金やその他の事業収入でございしますが、収益的収支と建設改良などの経費でございします資本的収支の二本立てに分けて経理することとなっております。加えまして、この公営企業会計は消費税申告の対象となっており、損益状況に関する資料については、消費税抜きの表示となっております。

次に、決算報告書についてでございます。簡易水道事業会計決算書の4ページ、5ページの決算報告書をお開きください。

ここでは税込みの表となっております。公営企業会計は、官公庁の会計と同様に予算制度が採用されており、この予算に対する実績を示すため、当該予算の区分にしたがって作成した報告書が必要となり、これが決算報告書となっております。

まず(1)収益的収入及び支出です、まず収入でございます。第1款簡易水道事業収益、予算額の合計欄でございますが、6,863万5,000円に対し、決算額7,188万8,654円、予算額に対しまして325万3,654円の増です。

その下、支出につきましては、第1款簡易水道事業費用、予算額8,841万7,000円に対しまして、決算額7,494万5,088円、不用額が1,347万1,912円です。

次に、(2)資本的収入及び支出です。収入の第1款簡易水道事業資本的収入、予算額1,247万1,000円に対しまして、決算額1,247万1,000円、同額です。

支出です。第1款簡易水道事業資本的支出、予算額2,103万7,000円に対しまして、決算額2,072万9,291円となっております、不用額30万7,709円となっております。

次に、下水道事業会計でございます。24、25ページをお願いいたします。

(1) 収益的収入及び支出です。収入、第1款下水道事業収益、予算額の合計欄です。1億505万8,000円に対しまして、決算額1億632万2,345円となり、予算額に対しまして126万4,345円の増額でございます。

支出につきましては、第1款下水道事業費用、予算額1億445万6,000円に対しまして、決算額9,800万5,476円となり、不用額が645万524円となっております。

次に、(2)の資本的収入及び支出でございます。収入、第1款下水道事業資本的収入、予算額7,591万7,000円に対しまして、決算額7,650万3,000円となり、予算額に対しまして58万6,000円の増額です。

支出、第1款下水道事業資本的支出、予算額1億433万7,000円に対しまして、決算額1億307万717円となり、不用額が126万6,283円でございます。

最後に、右肩⑩成果説明資料に戻っていただきまして、139ページから180ページまでが公営企業会計の説明資料となっております。新たな資料になりますが、主なもので145ページと169ページにそれぞれの公営企業会計の補填財源説明という資料が追加されております。これは先ほど申し上げましたとおり、公営企業会計は収益的収支と資本的収支の予算に区分されますが、資本的収支予算は建設改良費、起債の償還が主な支出で、支出が収入を上回ることが多く見られ、補足財源を補填する説明資料となっております。御確認いただければと思います。

以上、一般会計及び4つの特別会計並びに2つの公営企業会計を総括して説明させていただきます。

この後、詳細につきましては所管する各課から御説明申し上げてまいりますので御審議方よろしく願いいたします。

これで総括説明を終わります。

○議長（那須良策君） 堤田会計管理者の説明を終わります。

次に、令和6年度決算審査の報告を求めます。

監査委員、成尾和英君。

○1番（成尾和英君） それでは、令和6年度決算審査意見を申し上げます。

審査対象となりますのは、一般会計及び4つの特別会計、2つの公営企業会計でございますが、まず、令和6年度一般会計と特別会計について意見を申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定に基づいて、審査を求められました本件の審査が終了しましたので、去る8月19日に意見書を提出いたしました。審査の対象としましたのは、お手元の資料右肩⑦、令和6年度水上村各会計歳入歳出決算審査意見書1ページの「1審査の対象」の歳入歳出決算から9番の現地調査でございま

す。審査の時期につきましては、令和7年7月31日から8月7日のうち実質4日間、役場2階の中会議室において決算審査を行いました。

担当課の課長をはじめ、担当者各位におかれましては、業務御多忙中にも関わらず、多くの資料の提出、当日の資料説明、質疑応答、現地調査に御対応いただいたことに誠に感謝を申し上げます。

さて、令和6年度の一般会計と4つの特別会計を合わせた歳入総額59億8,913万8,000円、歳出総額52億7,031万5,000円については、村長から提出された各会計の歳入歳出決算書や調書、その他決算に関する書類について財政運営は健全か、財政管理は適正か、さらに、目的に沿った予算執行が行われているか。また、政策の効果等につきまして担当職員から意見を聴取し、現地調査を含めて審査を行ったところでございます。

一般会計の歳入総額は52億1,442万9,000円、歳出総額は45億3,899万5,000円で、前年度と比較する歳入で10億1,518万2,000円、歳出で8億9,355万6,000円、いずれも減少しております。これは、歳入で個人版ふるさと寄附金が4億5,854万4,000円減少したことに伴い、歳出においても、ふるさと寄附金事業費2億7,992万9,000円、ふるさと応援基金積立金が2億4,672万1,000円減少したこと。また、令和5年度に実施された市房山キャンプ場大規模改修工事費1億5,012万7,000円、水上村小中一貫教育校施設整備関連工事3億885万1,000円の大規模事業の減などが主な要因となっております。詳細につきましては、意見書の13ページ、「総評」に記載しております。

執行状況につきましては、2ページから12ページに記載しております。現金の管理状況については、例月出納検査で金種別の現金検査、残高証明書と預金通帳との照合、通帳と現金の動きの監査、有価証券の現物確認を実施しております。

資金の管理状況においては、決算審査意見書6ページの⑤に記載しております。この結果、令和6年度の一般会計、特別会計の歳入歳出決算、並びに基金や財産及び会計室の現金取扱いに計数の誤りはなく、適正であることを確認いたします。

次に、決算審査意見書3ページ②の決算収支の状況ですが、決算収支には「形式収支、実質収支、単年度収支、実質単年度収支」の4つがあり、この中で最も重要な収支が実質収支であり、赤字団体の場合、実質収支を標準財政規模で割った比率が20%を超えた場合、地方財政再建特別措置法を準用した財政再建を行わないと起債が認められない団体ということになります。当村の場合は黒字団体であり問題はありませぬ。実質収支比率は3%から5%が望ましいとされていますが、実質収支額を当村の標準財政規模で割った実質収支比率は31.37%と高い数値となっ

ています。この比率が3%を下回った場合、余剰金が少なく、財政運営において不測の事態が生じた場合に弾力的な対応ができない状況が想定されます。

次に、水上村の財政指標の状況を申し上げます。決算審査意見書の3ページ、③に記載しております。計算式は4ページに記載しておりますので御確認ください。財政力を判断する指標となる財政力指数は、当村の自主財源は村税の歳入が全歳入の4.71%と乏しく、財政力指数が0.173と財政力がぜい弱であると言えます。この数値が1.0以上になると地方交付税がなくとも自治体運営が可能な、いわゆる不交付団体となります。

次に、財政構造の弾力性を判断する指標の経常収支比率は85.9%で、前年度に比べ1.4ポイント増加しています。経常収支比率の算定において、分母となる経常一般財源等は、普通交付税が4,462万4,000円、地方譲与税が1,826万6,000円増加などにより6,427万8,000円増加し、分子となる経常経費充当一般財源は、人件費が5,300万5,000円、補助費が8,140万8,000円増加などにより8,287万円の増加となっています。分母である経常一般財源等と分子である経常経費充当一般財源のどちらも増加となりましたが、分母の増加率が分子の増加率が上回ったため、経常収支比率が上昇する結果となりました。この比率が高いほど、臨時の財政需要や自由な事業の実施が難しくなるとされているため、比率上昇の原因を分析し、経常経費を毎年度点検していく意識が必要であると考えます。

実質公債費比率につきましては、財政健全化比率審査意見書で申し上げたとおりでございます。

次に、決算審査意見書5ページ、④の村税の収納の状況ですが、収納率は、前年比に対して0.09%下降し、99.22%となっています。村税全体の収入未済額は、昨年度に比べ18万5,000円増加し、194万円となっております。

税収の状況は、社会情勢の変化や景気の動向などに左右されるものと考えますが、新規滞納者について高額滞納者へ陥らないための早期の納税相談を、長期滞納者に対しては消滅時効の適切な管理を実施しながら引き続き徴収率の向上に努めていきたいと思っております。

次に、公営企業会計について意見を申し上げます。

2つの公営企業会計については、令和6年4月1日に従来の官公庁会計から公営企業会計に移行しており、今回、初めて決算を迎えました。

公営企業法第30条第2項の規定に基づいて、審査を求められました本件についても審査が終了いたしましたので、一般会計及び特別会計と同日の8月19日に意見書を提出いたしました。審査の対象としましたのは、お手元資料の右肩番号⑧、

令和6年度水上村公営企業会計決算審査意見書1ページの「1審査の対象」の1簡易水道事業会計決算から3の各公営企業会計に関する関係帳簿、諸書類でございます。審査の期間につきましては、令和7年8月7日の1日間、役場2階の会議室において決算審査を行いました。

さて、官公庁会計から公営企業会計に移行したことで、会計方式も単式簿記から複式簿記へ移行しております。事柄が生じた時点で帳簿が動く発生主義や減価償却費などのこれまでなかった経理項目があるなど、その会計処理や考え方が官公庁会計と大きく異なっております。

審査にあたっては、主に経営状況について経営指標を基に審査を行っています。なお、今回が企業会計に移行して初めての決算ということで、先に申し上げたとおり、前年度と会計処理の方法が異なることから、前年度との単純な比較分析ができない状況でございます。つきましては、これからの決算状況を継続的に注視する必要があると感じるところでございます。

それでは、まず、経営収支比率の状況を申し上げます。経営収支比率とは、経常収益を経営費用で割ったもので、経営状況を示す指標であり、この比率が高いほど企業の経営状況は良好であると判断できる指標です。この比率が100%未満である場合、収益で経費を賄えず経常損失が発生していることを意味します。

簡易水道事業会計の経営収支比率は決算審査意見書の3ページ、②に記載しております。経常収益6,731万4,000円に対し、経常経費費用が7,158万5,000円で、経営収支比率は94.0%となり、若干の経常損失が生じております。なお、前年度294.0%と比べ200%の減となっておりますが、これは公営企業会計移行に伴い減価償却費3,636万8,000円を新たに経費算入したことが主な原因となっております。

下水道会計の経営収支比率は決算審査意見書の6ページ、②に記載しております。経常収益1億344万3,000円に対し、経常経費費用が9,372万3,000円で、経営収支比率は110.4%となり良好と言えます。なお、こちらも前年度219.8%と比べ、109.4%の減となっておりますが、こちらも簡易水道事業会計と同様に固定資産減価償却費5,137万9,000円を新たに経費算入していることが主な原因となっております。

次に、資産不足比率ですが、こちらは資産不足比率審査意見書で申し上げたとおりでございます。

次に、使用料の収納の状況です。

簡易水道事業会計については、決算審査意見書5ページの④に記載しています。現年度分の収納率は、前年度に比して0.54%下降し、98.32%となっております。

す。未収金は、昨年度と比べ19万4,000円増加し、206万円となっています。

下水道事業会計については、決算審査意見書8ページの④に記載しています。こちらも現年度分の収納率は、前年度に比して0.31%下降し、98.75%となっています。未収金は、前年度に比べ13万4,000円増加し、84万7,000円となっています。

これら使用料につきましても、村税と同様に引き続き徴収率の向上に努めていただきたいと思います。

簡易水道事業、下水道事業、共にその性質から、村一般会計からの財政支援が必要な状況にあることは致し方ないと考えますが、公営企業における独立採算性の原則に基づき、経費圧縮や料金設定の見直し等の検討も含め、引き続き健全な経営に努めていただきますようお願い申し上げます。

最後に、近年の食料品や燃料等の物価高騰により、国民の生活や事業経営は大きな影響を受けています。国の各種施策が実施されていますが、今後も厳しい状況はしばらく続くことと予測されます。

このような中で水上村は独自に様々な支援を行っており、他自治体と比較しても非常に手厚さを感じるところでございます。

その財源の一つであるふるさと寄附金について、本年も全国の支援者から寄附金を受領しているところかとは存じますが、総務省より、本年10月から新たな基準により制度を適用するとの発表がございました。新たな返礼品開発等においては、この基準に違反することがないように、担当課におきましては、新しい制度を熟知され、水上村をさらに全国にアピールしていただきたいと思います。

併せて、物価高騰に起因すると思われませんが、年度末の滞納額が増加しております。担当課におかれましては、滞納者の現在の生活状況を把握し、少しでも滞納額が減少するように心がけてください。

また、地方創生の推進に関し、2つの小学校跡地の利活用の計画が少しずつ実行されております。これらは、大規模工事を要することから、長期間にわたり事業を進めなければなりません。進捗状況を常に把握しながら、安全第一で実施されることを希望いたします。

近年では、通常の事務に加え、臨時的な事務を同時に行わなければならない場合が増えてきたように感じております。職員の皆様におかれましては、健康管理には十分に気を付けていただきますようお願い申し上げます。

今後も中嶽村長を中心に、住民の理解を得ながらさらに地方創生を加速させ、住民が暮らしやすい特色のある村づくりにつながっていくことを御期待申し上げます。

以上で、決算審査意見の報告といたします。終わります。

○議長（那須良策君） 成尾監査委員の報告を終わります。

お諮りします。

本件については、議長を除く7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思いますが、異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件については、議長を除く7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査を行うよう決定いたしました。

ここで委員長及び副委員長選出のため、暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後3時45分

再開 午後3時55分

-----○-----

○議長（那須良策君） 休憩中の会議を再開します。

○議会事務局長（江崎邦臣君） それでは、報告いたします。

委員長に米本宗徳議員、副委員長に荒嶽晋議員でございます。

以上、報告申し上げます。

○議長（那須良策君） ここで委員長の挨拶をお願いいたします。

委員長、米本宗徳君。

○7番（米本宗徳君） 先ほど第1回の委員会におきまして、委員長に選出いただきました米本でございます。

決算審査にあたっては、議会が可決した予算が適正に執行されているかをしっかりと審査してまいりたいと存じますので、議員各位の御協力をよろしくお願い申し上げます。就任の挨拶といたします。

○議長（那須良策君） 委員長の挨拶を終わります。

お諮りします。

本日の会議をこれで延会したいと思いますが、異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

明日10日から17日まで決算審査特別委員会開催及び現地調査のため休会したいと思いますと思いますが、異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

次の会議は、18日午後1時30分といたします。
本日の会議はこれにて延会します。

-----○-----

延会 午後3時57分

水上村議会定例会会議録

令和7年9月18日（木）開会

水上村議会

令和7年第3回水上村議会定例会会議録（第2日）

令和7年9月18日

午後1時30分開議

於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 議案第14号 令和6年度水上村一般会計歳入歳出決算認定について
日程第2 議案第15号 令和6年度水上村国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について
日程第3 議案第16号 令和6年度水上村国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算認定について
日程第4 議案第17号 令和6年度水上村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第5 議案第18号 令和6年度水上村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第6 議案第19号 令和6年度水上村簡易水道事業会計決算認定について
日程第7 議案第20号 令和6年度水上村下水道事業会計決算認定について
日程第8 継続審査申出書について

2. 出席議員は次のとおりである（8名）

- | | |
|----------|----------|
| 1番 成尾和英君 | 2番 杉野貴文君 |
| 3番 小川恵君 | 4番 杉野久志君 |
| 5番 山崎隆浩君 | 6番 荒嶽晋君 |
| 7番 米本宗徳君 | 8番 那須良策君 |

3. 欠席議員（0人）

4. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長 江崎邦臣君 総務課 加藤康君

5. 地方自治法第121条第1項の規定により事件説明のため出席した者の職氏名（9名）

村 長 中嶽弘継君 教育長 原 崇君
総務課長 田代浩章君 会計管理者 堤田江美子君
保健福祉課長 西本克幸君 税務住民課長 堤田江美子君

産業振興課長	田代浩幸君	建設課長	信國俊輔君
教育課長	幸野一樹君	地方創生推進課課長補佐	那須裕平君

開議 午後 1 時 3 0 分

-----○-----

○議長（那須良策君） 会議を開会いたします。

これより会議を開きます。

日程第 1 議案第 1 4 号から日程第 7 議案第 2 0 号について委員会に付託して
おりました議案の審議が終了しておりますので、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、米本宗徳君。

○決算審査特別委員会委員長（米本宗徳君） それでは、9月9日の本会議において決
算審査特別委員会に付託を受けました、令和6年度水上村一般会計及び4つの特別
会計、2つの公営企業会計に係る決算審査につきまして、9月10日、11日の2
日間、課ごとに審査を行いましたので、その結果について御報告いたします。

資料は別途に配付しております。

はじめに、総務課関係について御報告いたします。

公務に係る職員の健康管理については、非常に重要であり、本村では9月から1
1月にかけての公立多良木病院コスモスでの健診や希望者には人間ドック受診を正
職員、会計年度任用職員を問わず実施されているようであります。今年1月には、
職員1名が急逝されたこともございますので、日頃から健康管理に努め、業務に専
念されるよう意見がございました。

地域公共交通対策費では、令和2年7月豪雨で被災したくま川鉄道第4橋梁等につ
いて、来年の秋口に全線開通が予定されており、開通後の一般社団法人くま川鉄
道管理機構の上下分離による費用負担等の質疑があり、向こう10年間の再構築計
画による国庫補助の3分の1から2分の1への嵩上げや負担割合等についての答弁
がございました。

交通安全防犯費におきましては、令和2年度からドライブレコーダー設置費補助
制度を設けられ、補助対象が1人1台に限り可能となっているが、制度開始から5
年が経過し、今後、買い替え需要もでてくることから制度拡充の意見がございま
した。

消防団の団員報酬の直接支給についての質疑では、幹部会での協議や、現在実施
している団員へのアンケート結果等を踏まえ、実施の有無を判断していくことの答
弁がございました。来年度は組織編制も予定されていることから、組織が弱体化し
ないよう配慮いただきたいとの意見がございました。

続きまして、税務住民課関係につきまして御報告いたします。

入湯税について、宿泊数、観光客も増えているにも関わらず、税収が減少してい
ることについて質疑があり、1事業者が減免となっていること、令和6年度は奥球

磨ロードレース大会が実施されなかったこと、温泉施設でない宿泊施設での宿泊数が伸びていたことが要因であるとの答弁がございました。

滞納整理については、課を跨いだ協力体制を強化しながら、滞納額が少ないうちに解消するよう意見がございました。

続きまして、保健福祉課関係について報告します。

認知症カフェの実施について、地方創生推進課が所管する岩野サテライトオフィスの継続的な利用について質疑があり、進出企業が経営するカフェとの連携を予定しているとの答弁がございました。また、認知症カフェ実施の際には、利用者のプライバシーに配慮するよう意見がございました。

介護給付費が高止まりしている中、介護予防事業と旧湯山小学校で計画されているスポーツチャレンジ事業との連携について質疑があり、両所管課で連携しながら施設の有効利用と住民の健康維持・増進に努めるとの答弁がございました。

要介護認定者数についての質疑があり、介護サービスの受給者数と利用状況について答弁がございました。住民への介護予防の必要性や各補助事業に関する周知啓発を始め、更なる事業推進の必要性について意見がございました。

続きまして、産業振興課関係について報告します。

耕畜連携体制緊急整備事業補助金について、事業縮小により実施しなかった堆肥舎整備に関する地元の取組状況について質疑があり、今年度地元で土地の造成を行い、その後堆肥舎を建設する計画となっているとの答弁がございました。

令和6年度新規事業の担い手規模拡大奨励金の実績について質疑があり、農用地の売買、貸借、合わせて5名、16筆、205アールに交付されており、本事業は担い手への農用地の集約や負担軽減といった目的で事業を継続しているとの答弁がございました。

森林経営管理制度における私有林の村への管理委託の進捗状況について質疑があり、森林としての価値が低いところが対象で、令和6年度に候補地を選定し、現在、現地調査を実施しているとの答弁がございました。

桜の管理における400メートルトラックの工事が行われている高城の桜のオーナーの森の改植について質疑があり、現在、ダム湖周辺の枯木の伐採、改植を実施中であり、高城についてはその後計画していきたいとの答弁がございました。その際、品種の検討について意見がございました。

続きまして、建設課関係について報告します。

村営住宅の入居状況について、空き家が増えつつあるため今後の対応について質疑があり、定期的に入居者の募集を行い、入居者が決定するまでの間については、住宅の換気や畳の日焼け防止など適切な管理を行うとの答弁がございました。

公営住宅入居時の収入基準と収入超過による退去について質疑があり、入居基準については近年の給与所得の上昇により法令で定める入居基準を満たす申込者が減少傾向にあるため、今後の条例改正による収入基準額の見直しなど近隣町村の動向も注視するとの答弁がございました。また、収入超過者への対応については、一般住宅への斡旋や、耐用年数を経過した住宅については一般住宅へ用途変更するなど検討したいとの答弁がございました。

災害復旧事業について、総額と比して繰越額と事故繰越額が占める割合が多いことから進捗状況について質疑があり、農地等災害復旧事業については全て発注契約が済んでいるものの、公共土木施設と林道施設については先線の被災箇所手前のアクセス道路が未復旧のため、制約を受け発注できない状況との答弁がございました。

湯山地区簡易水道施設の更新時期と概算費用について質疑があり、早ければ令和8年からの事業着手と現段階での概算費用について答弁がありました。

続きまして、地方創生推進課関係について御報告いたします。

旧茶工場の活用・進捗状況について質疑があり、うなぎの養殖業誘致という方針は変わっていないものの、参入企業が決まっておらず、今後も企業誘致に努めるとの答弁がございました。

恋活イベントのマッチング状況について質疑があり、イベント時のマッチング率は高いものの結婚まで結びついていないとの答弁がございました。マッチング率が高いことは良いことだが、今後は、その後のお付き合いや成婚に発展するまでの伴走支援まで行うのはどうかとの意見がございました。

ふるさと納税について、9月にポイント制度が終了することに触れ、今後の返礼品開発を含めた戦略に関する質疑があり、寄附後に返礼品を即日配送可能なアマゾンふるさと納税が近年伸びを見せていることから、当サイトを全面に押し出すプロモーション戦略の検討、また、返礼品に関する新たな仕組みづくりとして岩野サテライトオフィスに進出した企業と村内農家、行政が連携した官民連携事業の構築に向け協議中であるとの答弁がございました。

産業推進機構事業で購入した「ゆうだい21」という米の種子について質疑があり、同事業における米栽培の講師が推薦する良食料品種として、機構委員による試験的栽培を行っているとの答弁がございました。これに対し、栽培がうまくいくようならば、機構委員以外の村内農家への展開を期待したいという意見がございました。

愛知県企業への米の大口出荷について、米の高騰に起因して当初の予定より取引額が増加したことに対し、差額補填にあたる補助事業について、ふるさと応援基金を活用して実施したことについて、次年度以降、改めるべきであるとの意見がござ

いました。

市房山キャンプ場の指定管理から1年が経ち、今後の利用客数の目標値について質疑があり、リニューアル以前のピーク時が年間4,000人だったため、それ以上を目指しているとの答弁がございました。これに対し、目標達成のため村の観光事業とのタイアップを期待したいとの意見がございました。

続きまして、教育課関係について御報告いたします。

わんぱくキッズ塾の教育活動サポーターについて、その人数が不足していないかとの質疑があり、現在はサポーター、特別支援教育支援員、会計年度任用職員合わせて8名体制で行っているとの答弁がございました。業務の負担を考えると体制の充実について検討も必要ではないかという意見がございました。

水上学園図書室蔵書数について質疑があり、児童生徒の要望を聞きながら文部科学省が示す標準冊数に満たせるように計画的に充実を図るよう意見がございました。

地域学校連携協働体制構築事業として実施しているオンライン公営塾、SAKURA未来塾について、利用者が年々減っているように感じるので、水上学園でのバスの待ち時間を活用するなど、利用者が増えるような取組を検討してはどうかとの意見がございました。

水上学園について、義務教育学校となり3年目となるがそのメリットについて質疑があり、いわゆる中1ギャップの解消や、特性がある子どもや特別な支援が必要な児童生徒に対する情報の共有ができること、教科担任制による質の高い授業の提供、異学年交流による豊かな心の育成などのメリットが考えられるとの答弁がございました。

課ごとの審査を終えた後、各会計決算の認定について一括して採択した結果、全員賛成にて認定すべきものと決定しました。

以上、令和6年度各会計決算の審査内容を御報告申し上げます。

今回、決算特別委員会の委員長として議事を円滑に進行することができたことにつきましては、委員並びに執行部の皆様の御協力があったこそであり、心から感謝申し上げます。決算特別委員会に付託された案件の委員長報告を終わります。

令和7年9月18日。

決算審査特別委員会委員長、米本宗徳。

○議長（那須良策君） 委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

なお、質疑の内容については、執行部より答弁させますので、御了承いただきたいと存じます。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論を終結します。

これより、議案ごとに採決を行います。

議案第14号 令和6年度水上村一般会計歳入歳出決算認定について、本件を認定することに賛成の方は、挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第14号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第15号 令和6年度水上村国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について、本件を認定することに賛成の方は、挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第15号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第16号 令和6年度水上村国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算認定について、本件を認定することに賛成の方は、挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第16号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第15号 令和6年度水上村国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について、本件を認定することに賛成の方は、挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第15号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第17号 令和6年度水上村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、本件を認定することに賛成の方は、挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第17号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第18号 令和6年度水上村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、本件を認定することに賛成の方は、挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第18号は、原案のとおり

り認定することに決定いたしました。

議案第19号 令和6年度水上村簡易水道事業会計決算認定について、本件を認定することに賛成の方は、挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第19号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第20号 令和6年度水上村下水道事業会計決算認定について、本件を認定することに賛成の方は、挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第20号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

-----○-----

日程第8 継続審査申出書について

○議長（那須良策君） 日程第8 継続審査申出書についてを議題といたします。

配付資料⑮のとおり、各委員会から閉会中の継続審査申出書が提出されております。

お諮りします。

申出のとおり継続審査としたいと思いますが、異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

各委員会から提出されておりました閉会中の継続審査申出については、申出のとおり継続審査することに決定いたしました。各委員会におかれましては、閉会中といえども審査いただきますようお願いいたします。

お諮りします。

水上村議会委員会条例に基づく各常任委員会の所管事項について審議事件が生じたときは、各常任委員会に付託することとしたいと思いますが、異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

各常任委員会におかれましては、審議事件が生じたときは閉会中といえども審議をお願いいたします。

お諮りします。

本定例会に付託された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います、異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

令和7年第3回水上村議会定例会を閉会いたします。

-----○-----

閉会 午後1時52分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水上村議会議長

署名議員

署名議員

水上村議会会議録
令和7年第3回定例会

令和7年9月発行

発行人 水上村議会議長 那須良策

編集人 水上村議会事務局長 江崎邦臣

作成 株式会社 アクセス

電話(096)372-1010

~~~~~  
水上村議会事務局

〒868-0701 球磨郡水上村岩野90番地  
電話(0966)44-0319